上越市地域防災計画

一般災害対策編

令和8年10月

上越市防災会議

一 般 災 害 対 策 編 目 次

第１部　総　則

第２部　大規模火災対策

第３部　林野火災対策

第４部　油流出事故災害対策

第５部　海上事故災害対策

第６部　鉄道事故災害対策

第７部　道路事故災害対策

第８部　危険物等事故災害対策

第９部　集団事故災害対策

第１部　総　則

第１節　計画作成の趣旨・・・

第３部　林野火災対策

第１章　序　論 ····· 39

第２章　災害予防計画 ····· 40

第１節　計画の方針 ····· 40

第２節　それぞれの役割 ····· 41

第３章　災害応急対策計画 ····· 44

第１節　計画の方針 ····· 44

第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 46

第３節　応急対策の実施 ····· 48

第４章　災害復旧計画 ····· 50

第１節　鎮火後の措置 ····· 50

第２節　二次災害の防止活動 ····· 50

第４部　油流出事故災害対策

第１章　序　論 ····· 51

第２章　災害予防計画 ····· 53

第１節　計画の方針 ····· 53

第２節　それぞれの役割 ····· 54

第３章　災害応急対策計画 ····· 56

第１節　計画の方針 ····· 56

第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 60

第３節　応急対策の実施 ····· 63

第４章　災害復旧計画 ····· 68

第１節　油濁損害賠償保障制度の概要 ····· 68

第２節　賠償・補償請求主体の役割 ····· 69

第３節　漁業経営の安定対策 ····· 70

第４節　風評被害の防止対策 ····· 70

第５部　海上事故災害対策

第１章　序　論 ····· 71

第２章　災害予防計画 ····· 72

第１節　計画の方針 ····· 72

第２節　それぞれの役割 ····· 73

第３章　災害応急対策計画 ····· 77

第１節　計画の方針 ····· 77

第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 80

第３節　応急対策の実施 ····· 82

第４章　災害復旧計画 ····· 84

第１節　事故船舶等の撤去 ····· 84

第２節　漂流油等に対する対応 ····· 84

第６部　鉄道事故災害対策

第１章　序　論 ····· 85

第２章　災害予防計画 ····· 86

第１節　計画の方針 ····· 86

第２節　それぞれの役割 ····· 87

第３章　災害応急対策計画 ····· 89

第１節　計画の方針 ····· 89

第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 92

第３節　応急対策の実施 ····· 94

第４章　災害復旧計画 ····· 96

第１節　建築機材の現況把握及び運用 ····· 96

第２節　技術者の現況把握及び活用 ····· 96

第７部　道路事故災害対策

第１章　序　論 ····· 97

第２章　災害予防計画 ····· 98

第１節　計画の方針 ····· 98

第２節　それぞれの役割 ····· 99

第３章　災害応急対策計画 ····· 101

第１節　計画の方針 ····· 101

第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 104

第３節　応急対策の実施 ····· 106

第４章　災害復旧計画 ····· 108

第８部　危険物等事故災害対策

第１章　序　論 ····· 109

第２章　災害予防計画 ····· 111
第１節　計画の方針 ····· 111
第２節　それぞれの役割 ····· 112

第３章　災害応急対策計画 ····· 115
第１節　計画の方針 ····· 115
第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 118
第３節　応急対策の実施 ····· 120

第４章　災害復旧計画 ····· 122

第９部　集団事故災害対策

第１章　序　論 ····· 123

第２章　災害予防計画 ····· 124

第１節　計画の方針 ····· 124

第２節　それぞれの役割 ····· 125

第３章　災害応急対策計画 ····· 128

第１節　計画の方針 ····· 128

第２節　市及び防災関係機関の活動体制 ····· 130

第３節　応急対策の実施 ····· 132

一 般 災 害 対 策 編

第1部　総　　則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定により、上越市防災会議が国の中央防災会議の定める防災基本計画に基づき作成する計画で、上越市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づき、県が定める新潟県石油コンビナート等防災計画による。

２　計画作成等の基本的方針

地域防災計画の作成及び運用にあたっては、本市の地域及び災害特性を踏まえ、さらに、過去に発生した災害の状況及び実施した措置等を十分に参考にした上で、以下の基本的方針のもと推進するものとする。

⑴　地震・津波災害対策の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0という過去最大級の地震によって生じた未曾有の大災害であり、死者・行方不明者が2万人に迫る記録的な被害をもたらした。特に岩手県、宮城県、福島県における死者の9割以上が津波によるものであった。

また、この地震と津波の発生により、福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失したことにより核燃料の溶融・水素爆発等が発生した。

本市においても、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、柿崎区、吉川区及び三和区で震度6弱を、また、市内のほぼ全域で震度5弱以上の揺れを観測した。このため、市内では重軽傷者158人に及ぶ人的被害や全壊14棟、大規模半壊1棟、半壊61棟及び一部損壊2,644棟（平成20年3月5日現在）など住家の被害が発生したほか、公共の建物や道路、農業施設及び民間企業の資産等に多くの被害が発生した。この地震の発生時には、柏崎刈羽原子力発電所の火災事故等も発生している。また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、最大震度5強を観測するとともに、津波警報が発令され、船見公園では遡上高が5.9mに達する津波が発生した。地震による強い揺れや沿岸部での津波によって1,700棟を超える建物被害が発生したほか、国道8号を始めとする国・県・市道、ライフラインである上下水道、さらには直江津港や漁港など、数多くの基幹的インフラ施設に被害が生じた。

このようなことから、地震及び津波被害に強いまちづくりを行うため、都市施設の耐震化向上並びに避難場所及び避難所の確保等を図るとともに、耐震診断に係る費用の補助等を行い、さらに複合災害や広域災害、長期避難に留意したソフト面での災害予防及び減災対策の推進に努める。

⑵　水害対策の推進

関川、保倉川、柿崎川、名立川、桑取川及びこれらに合流する中小河川の流域では、過去に幾度となく水害が発生しており、また、近年では局地的豪雨による内水氾濫も発生している。引続き治水施設等の整備を推進

し、水害のないまちづくりを目指すとともに、洪水への警戒避難体制の整備に努める。

⑶　土砂災害対策の推進

本市には中山間地や丘陵地が広く分布し、これらの地域の多くは地すべり指定地となっている。このため、地震及び風水害等に起因する地すべり、斜面崩壊、土石流等の土砂災害の危険性が高いことから、土砂災害対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害への警戒避難体制と情報伝達体制の整備に努める。

⑷　原子力災害対策の推進

東北地方太平洋沖地震では、福島第一原子力発電所の事故で広域に広がった放射性物質の影響により避難時の情報伝達やモニタリング、広域避難・長期避難や広域除染、汚染された廃棄物の処理、飲食物の摂取制限や出荷制限等多くの課題が見いだされた。

市では、柏崎刈羽原子力発電所で事故が起こった場合を想定し、事故時の情報伝達、退避・避難、広域避難、等の強化・見直し、医療体制の強化等、原子力災害対策を促進する。

⑸　一般事故災害対策の推進

近年、社会経済活動はますます高度化、多様化、複雑化しており、道路、鉄道及び危険物等の大規模な事故をはじめ様々な事故災害が発生しているため、これらの事故や災害に対する防災対策の推進を図る。

⑹　地域ぐるみの防災活動の推進

高齢化や過疎化が進行する地域社会にあって、災害時における「自助」「共助」の取組が不可欠となっている。このため、市民の一人ひとりが防災に対して正しい知識を持ち、また要配慮者への支援等が迅速かつ円滑に行われるよう、市民の防災意識、知識及び災害対応能力の向上や防災活動への自発的参加を図るとともに、避難支援者(親族、近隣住民、自主防災組織、消防団及び防災士等)の地域力を中心とした地域ぐるみの防災活動の推進を図る。

３　計画の性格及び構成

この計画は、法第 42 条の規定に基づき、本市における災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めるものであり、上越市防災会議が策定するものである。

本計画の構成は、次のとおりとする。

○　地震災害対策編

○　津波災害対策編

○　自然災害対策編

風水害対策（竜巻・暴風、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害)、雪害対策、火山災害対策

○　原子力災害対策編

○　一般災害対策編

大規模火災対策、林野火災対策、油流出事故災害対策、海上事故災害対策、鉄道事故災害対策、道路事故災害対策、危険物等事故災害対策、集団事故災害対策

○　資料編

４　関連計画との整合

この計画は、本市の自然条件及び社会的条件を基本に作成するものであり、その内容については法及び他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を行い、整合を図るものとする。

また、本市の「上越市第７次総合計画」は市政運営とまちづくりに関する最上位計画であり、めざす都市の姿とそれを実現させるための方策を示すものであるが、防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施される。こうしたことから、本計画は、総合計画の基本政策である「あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上」及び「日常を支える安心安全の土台の強化」の施策について、防災及びその関連分野から体系化する側面を有するものである。

５　計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、上越市防災会議において修正を行う。また、この計画は、本市の職員をはじめ各防災関係機関に周知し、市民の理解を得るよう努めるものとする。

６　実施要領等の整備

市の各部局、課等及び総合事務所は、この計画に基づきそれぞれ処理すべき防災業務について必要な事項の実施要領やマニュアル等を定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制の整備に努める。

７　計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進を図る。

８　複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について各業務においてあらかじめ配慮する。地震災害対策編の第１部第４節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、本編では第２部以降の各対策において具体的な対応策を示す。

９　共通用語等

本計画における用語の定義は次のとおりとする。

⑴　要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第８条第２項関係）

対　象　者	災害時に配慮が必要と思われるもの		
	情報伝達 （危険認知・判断）	避難行動	避難生活
高齢者（災害時に介護を必要とする人）	○	○	○
障害者（身体、知的、精神）	○	○	○
乳幼児（小学校就学前の子供）	○	○	○

傷病者（被災による負傷を含む）	○	○	○
外国人（居住者又は旅行者）	○	○	○
妊産婦		○	○

⑵　避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（法第 49 条の 10 関係）

⑶　市民等

市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネス等で市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人等、市内の全ての人をいう。

⑷　自主防災組織

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第 2 条の 2 関係）

⑸　指定緊急避難場所

指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。（法第 49 条の 4 関係）

⑹　指定避難所

被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。（法第 49 条の 7 関係）

⑺　福祉避難所

災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。

⑻　罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第 90 条の２関係）

⑼　被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第 90 条の３関係）

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関及び市民の役割

⑴　市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築

自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることから、市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。

①　市民・企業等の役割

ア　市民・企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者について、災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たすよう努める。

イ　市民は、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努める。

ウ　市民は、その地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

エ　企業は、災害が発生した場合に地域で即座に対応することができる消防団が地域防災力の中核的な役割を果たすことを踏まえ、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、配慮する。

オ　市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するよう努める。

カ　企業等は、その立地する地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

②　地域の役割

ア　地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を行い、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

イ　地域防災力の根幹となる自主防災組織の結成を進めるとともに、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が地域防災力の中核的な役割を果たすことから、地元消防団と連携した防災訓練の実施及び防災士を活用した組織の活性化に努める。

③　市、県及び防災関係機関の役割

ア　市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組を推進するため、啓発及び環境整備など支援に努める。

イ　災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。

(ｱ)　専門知識を有する職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(ｲ)　職員の教育・研修・訓練の充実

(ｳ)　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また災害発生時においても機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ｴ)　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

(ｵ)　退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保

(ｶ)　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

ウ　相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

エ　市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

④　支援と協力による補完体制の整備

防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

⑵　要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

①　各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本編では、第 2 部以降の各対策において具体的な対応策を示す。

②　計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

⑶　感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

⑷　計画の実効性の確保

防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

①　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

②　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

③　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

⑸　市全体の防災力の計画的な向上

市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　防災関係機関及び市民の責務

⑴　市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

⑵　県の責務

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

①　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

②　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

③　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

④　市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

⑤　平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

⑥　この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

⑶　指定行政機関及び指定地方行政機関の責務

指定行政機関及び指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

⑷　指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑸　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

⑹　市民・地域・企業等の責務

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・地域・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関

係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

３　各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
上　越　市	1　上越市防災会議に関すること 2　市内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 3　災害予警報等情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること 6　被災者の救助に関すること 7　県知事の委任を受けて行う、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること 8　災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること 10　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 12　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 15　ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること 16　こころのケア・救護所設置に関すること

【消防機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
上越地域消防事務組合	1　火災予防、災害防止対策及び指導に関すること 2　災害応急対策に関すること 3　災害時における救助活動に関すること 4　災害時における傷病者の緊急輸送に関すること

【新潟県】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
新　潟　県	1　新潟県防災会議に関すること 2　市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3　災害予警報等情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報に関すること 6　避難指示等に関すること 7　市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 14　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16　緊急通行車両の確認に関すること 17　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18　自衛隊の災害派遣要請に関すること 19　他の都道府県に対する応援要請に関すること
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	1　避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3　行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
地域災害拠点病院 県立中央病院	1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること

【指定地方行政機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局 （新潟県拠点）	1　災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
上越森林管理署	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2　民有林直轄地すべり防止事業の実施に関すること 3　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
第九管区海上保安本部 （上越海上保安署）	1　災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2　災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3　災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5　海上における流出油の防除、航行安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6　災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び航行安全の確保に関すること
東京管区気象台 （新潟地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
上越労働基準監督署	1　災害時における産業安全確保に関すること
北陸地方整備局	1　地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合又はおそれがある場合は、次の事項について応援を行うものとする ○情報収集、人員の派遣、資機材の提供等 ○避難活動等 ○応急仮設住宅の建築支援等 ○飲料水の確保、支援等 ○消防活動への支援等
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	1　一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 2　洪水予報指定河川の洪水予報業務に関すること 3　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知に関すること 4　国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること 5　一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること

【陸上自衛隊】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊高田駐屯地	1　防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2　災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3　災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること

【指定公共機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
ＮＴＴ東日本株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	1　電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2　災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
日本赤十字社 新潟県支部	1　災害時における医療救護に関すること 2　災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3　災害時の輸血用血液等血液製剤の供給に関すること 4　災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5　労働奉仕班の編成及び派遣の斡旋並びに連絡調整に関すること
日本放送協会	1　災害時における広報活動に関すること 2　津波予警報、気象警報等の放送に関すること
日本郵便株式会社	1　災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	1　高速自動車国道の防災管理に関すること 2　災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3　高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター	1　電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2　災害時における電力の供給の確保に関すること
日本通運株式会社 高田支店	1　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

【指定地方公共機関】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	1　水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
一般社団法人 新潟県ＬＰガス協会 上越支部	1　ＬＰガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時におけるＬＰガスの安定供給に関すること
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
佐渡汽船株式会社	1　海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること
新潟運輸株式会社	1　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
上越支店 中越運送株式会社 北信越支社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県ﾄﾗｯｸ協会 上越支部	
株式会社新潟放送 株式会社NST新潟総合ﾃﾚﾋﾞ 株式会社ﾃﾚﾋﾞ新潟放送網 株式会社新潟ﾃﾚﾋﾞ21 株式会社ｴﾌﾌｪﾑﾗｼﾞｵ新潟 上越ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社	1　津波警報、気象警報等の放送に関すること 2　災害時における広報活動に関すること
株式会社新潟日報社 上越支社	1　災害時における広報活動に関すること
一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	1　災害時における医療救護に関すること
一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	1　災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること 2　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること
公益社団法人新潟県看護協会	1　災害支援ナースの派遣に関すること
公益社団法人新潟県助産師会	1　災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること

【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	1　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2　被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3　災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人上越医師会	1　災害時における医療救護に関すること 2　災害時のこころのケアに関すること
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	1　災害時における応急救護に関すること
病院、診療所	1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること
上越商工会議所 商工会	1　災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること 2　救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること
公庫・金融機関	1　災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること
一般運輸事業者	1　災害時における緊急輸送の確保に関すること
一般建設事業者	1　災害時における応急復旧に関すること
危険物関係施設の管理者	1　災害時における危険物の保安措置に関すること
株式会社上越タイムス	1　災害時における広報活動に関すること
社会福祉法人 上越社会福祉協議会	1　市災害ボランティアセンター設置運営に関すること
上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	1　災害時における情報伝達に関すること 2　災害時における関係機関の連絡に関すること
自主防災組織（町内会）	1　防災活動への協力に関すること 2　市民に対する避難誘導への協力に関すること 3　避難所運営への協力に関すること 4　防災知識の普及に関すること 5　自主防災組織化の促進に関すること
NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	1　災害応急対策への協力に関すること
新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	1　災害福祉支援チームの派遣に関すること

第３節　上越市の特性

１　位置・面積等

本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接している。

また、東西約 44.6 ㎞、南北約 44.2 ㎞の広がりを持ち、総面積は 973.89ｋ㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約 40 ㎞に及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。

市役所の位置		面積	広ぼう（㎞）	
東　経	北　緯	（km^2）	東西	南北
138 度 14 分 9.7 秒	37 度 8 分 52.2 秒	973.89	44.6	44.2

２　自然条件

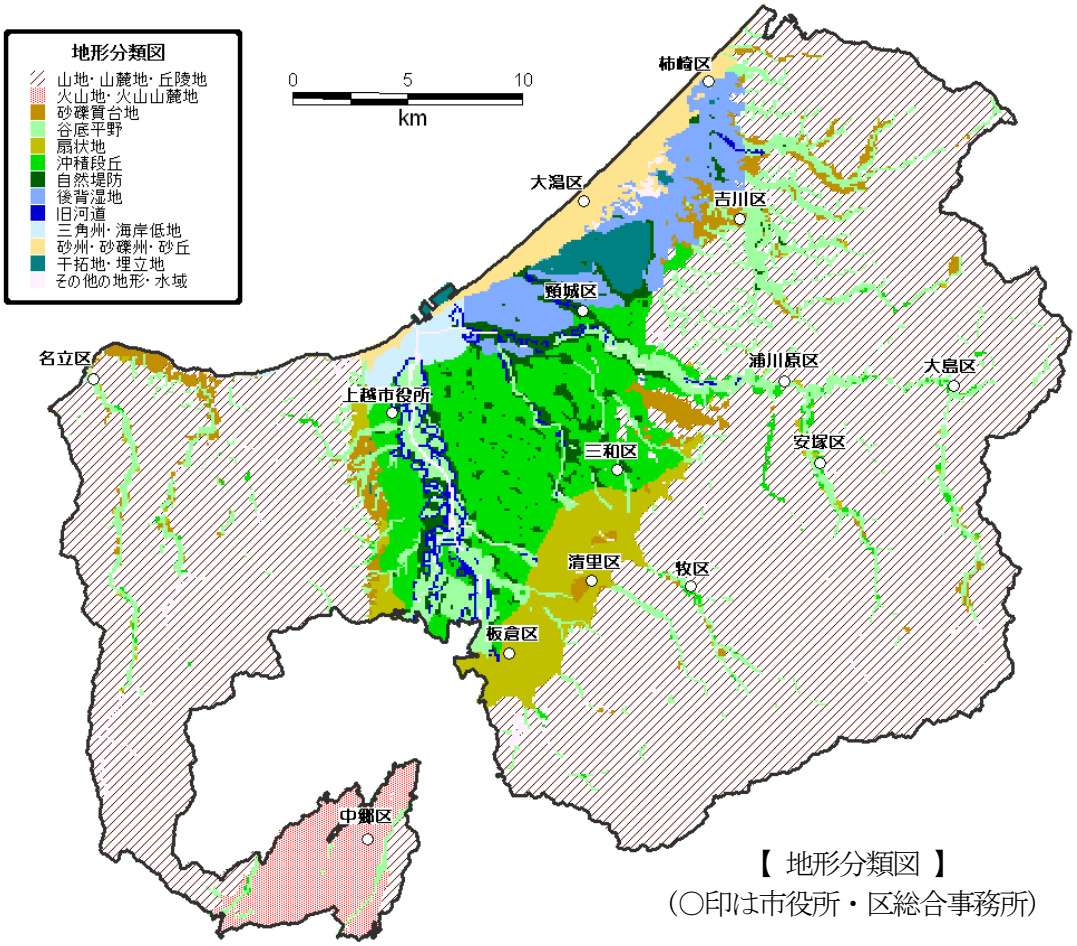
⑴　地　形

本市は、地質構造的には、本州を南北に分割するフォッサマグナの上に位置する。フォッサマグナ内には厚い新第三紀層が堆積しており、山地・丘陵地は新第三紀層からなる。新第三紀層は火山灰の堆積した凝灰岩（グリーンタフ）や砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、礫岩、含礫泥岩等の堆積岩類と、火成岩の貫入岩等から構成される。また、南西部には活火山である妙高火山の噴出物が分布する。山地は一般に急峻で、地すべり地形が多数見られる特徴をもち、崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害や雪崩災害等が生じやすい地域である。

山地や丘陵地を開析する関川、保倉川、柿崎川は下流に高田平野を形成するが、西部の山地・丘陵地を開析する名立川、桑取川は広い平野を形成せず、直接、日本海に注ぐ。活火山である妙高火山や火山山麓は火山性の各種災害や土砂災害を受ける可能性がある。

台地や平地には洪積層や沖積層が分布している。山麓の扇状地には砂礫層が堆積する。低平地には砂層や砂礫層を挟む厚い粘土・シルト層が堆積するほか、海岸に沿う砂丘には砂層が分布する。

高田平野は段丘、扇状地、関川等の氾濫平野、やや段丘化した沖積面、三角州・海岸低地、後背湿地、砂丘等から構成される。平野南部の扇状地は洪水とともに土砂災害も受けやすい。関川、保倉川、柿崎川、名立川、桑取川等の氾濫平野・谷底平野では河川との比高が小さく、洪水の被害を受けやすい。また海との比高の小さい三角州・海岸低地では浸水しやすく、地盤も軟弱である。



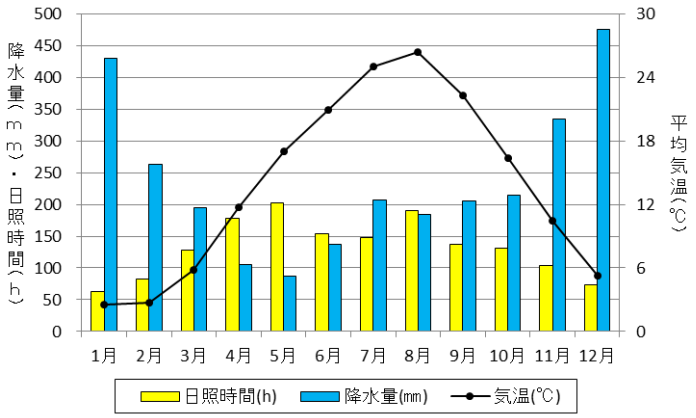
【 地形分類図 】
（〇印は市役所・区総合事務所）

⑵　気候の概要

本市は、四季の変化が明瞭であり、冬季には降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海側の気候である。冬季は日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により雪雲が発達して大量の降雪となり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

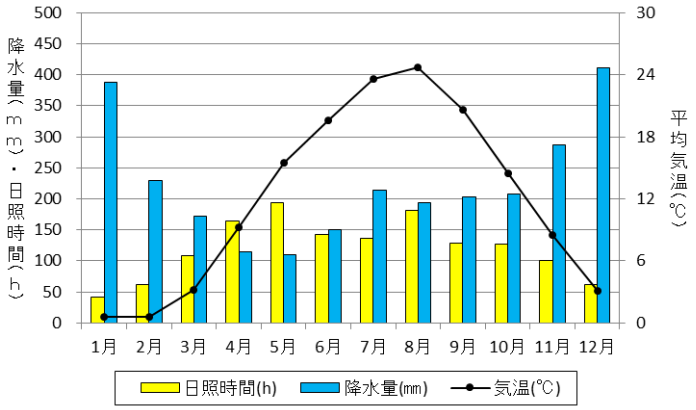
市内アメダス地点の月別平年値

高田の月別平年値



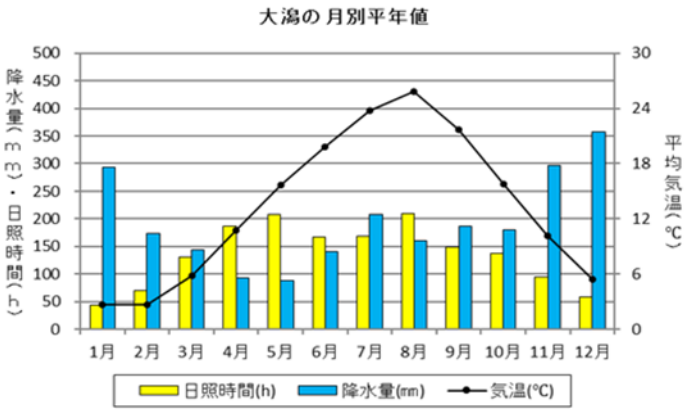
●平野部（高田）の気候
- 春から夏の日照時間が長い
- 冬の降水量が多い
- 冬の平均気温が低い
- 最深積雪の平年値　96 cm

安塚の月別平年値



●山間部（安塚）の気候
- 年間を通して日照時間が短い
- 冬の降水量が多い
- 冬の平均気温が特に低い
- 最深積雪の平年値　174 cm

大潟の月別平年値



●海岸部（大潟）の気候
- 春と夏の日照時間がほぼ同じ
- 冬の降水量は少し多いが突出してはいない
- 冬の平均気温が低い

（資料：上越市作成）

⑶　気象の特徴

①　雨

大雨は、6月下旬から7月の梅雨時期だけでなく、夏期にも多く発生する。梅雨前線、夏の前線（太平洋高気圧が弱まった時に、日本の北に押し上げられていた前線が南下）及び雷雨等がその原因である。また、台風の接近、通過も大雨をもたらす一因となる。

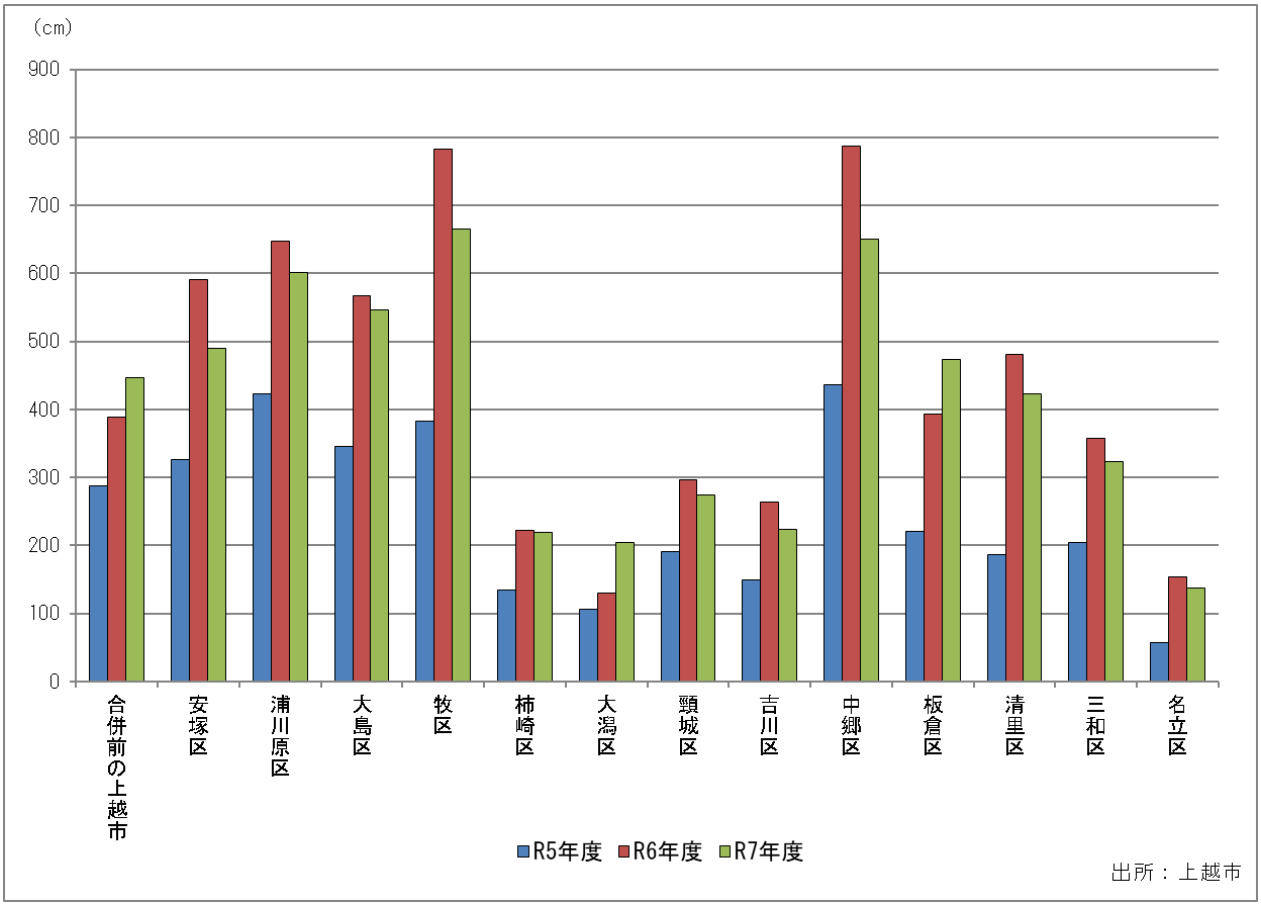
②　雪

北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生する等、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。降雪の多い地域では、1 日（24 時間）の降雪量が 1m を超える場合も珍しくなく、昭和 2 年や昭和 20 年、昭和 38 年、昭和 59 年、平成 13 年、平成 24 年、令和 3 年の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあってきている。

雪の降り方と降雪地域

種　類	気象現象と降雪地域
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。

また、本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。（合併前の旧・上越市、東頸城郡　旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡　旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡　旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）例年、早いところで 11 月頃から降雪があり、遅いところでは翌年 4 月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。



市内における累計降雪量の観測値
観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13 区は各区総合事務所

③　雪崩

雪崩の発生しやすい条件には、次のようなものがある。

ア　低温で大量の降雪

イ　気温上昇に伴う融雪水の増加

ウ　降雨の浸透

エ　強風による異常な雪の吹き溜まりや雪庇の崩落

オ　地震による表層の崩壊

④　強風(竜巻・ダウンバーストを含む)

強風は、冬の季節風のほかに台風、低気圧、前線の通過等を原因として発生する。

風向は、気圧配置や、その地域の地形、河川走行等により決まる。例えば、冬期は西高東低の気圧配置により北西の風が卓越し、海岸に近づくほど北や北西の頻度が多い。

⑤　波浪・潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、6m を超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風等の通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる 8～9 月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高

さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。

⑥　台風

台風は、その進路や強さ、規模によって雨・風の影響が異なってくる。新潟県の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。進路による雨及び風の分布状況は次のとおりである。

台風の進路による雨及び風の分布状況

進　　路	雨及び風の分布特徴
日本海を北東に進む場合	南西～西の強風が吹きやすい。フェーン現象となり、気温が上がり乾燥する。前線が新潟県付近にある場合を除けば、大雨はほとんどない。 《平成３年９月 27～28 日台風 19 号》
新潟県の直ぐ西側を北東に進む場合	暴風が最も吹きやすくなる進路である。台風の中心が過ぎると、南西～西の吹き返し風（急に強まることが多い。）に変わり、最大風速となる。降水量は、吹き返しの風の影響を受ける山沿いで多くなり、50～100 ㎜となる。台風が近づきつつあるときは、フェーン現象による高温、乾燥が懸念される。 《昭和 36 年９月 16 日台風 18 号（第２室戸台風）》
新潟県を縦断して北東に進む場合	雨、風とも強い。台風が通過する直前に、北よりの風が強まり、その後一端やや弱まるが、台風の中心が通過して暫くすると西～北西の吹き返し風が強まる。降水量は 100～200 ㎜に達する。 《平成２年９月 19～20 日台風 19 号》
新潟県の東を北上する場合	雨が中心となるが、強い台風であれば、風も強まる。風は、冬の季節風と似ており、北西～北の風が海上や海岸で強くなるが、内陸部は比較的弱い。台風の接近前は、北～北東の風、その後北西～北の風に変わり、県の南東部に最も近づいた頃に最大風速となる。降水量は、100～200 ㎜に達する。 《昭和 56 年８月 23 日台風 15 号》

３　社会条件

⑴　人　口

本市の人口は、令和 7 年国勢調査によると 176,481 人で令和 2 年調査に比べ 11,566 人、6.2%減少している。

年齢区分別人口では、年少人口（15 歳未満）が 10.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 54.5%、老年人口（65 歳以上）が 35.0%となっており、年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。

令和２年と比較すると、児童・生徒等の年少人口は約 3,700 人、地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口では約 7,400 人減少している。一方で、75 歳以上を超える高齢者は約 3,100 人増えている。

また、令和 7 年国勢調査による一般世帯数は 72,999 世帯で、1 世帯当たりの人員は 2.34 人となっており、

世帯数は増加、1 世帯当たりの人員は減少傾向にある。

将来的な人口見通しについては、昭和 60 年（216,348 人）をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。

人口及び世帯の概要

国勢調査実施年	総人口 総世帯	年齢3区分別人口				世　帯
		年少人口 (15 歳未満)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	うち 75 歳以上	一般世帯数 1 世帯当たり人員
令和2年	188,047 人 72,850 世帯	22,044 人 (11.9%)	102,314 人 (55.0%)	61,460 人 (33.1%)	32,056 人 (17.3%)	72,655 世帯 2.51 人
令和7年	176,481 人 73,193 世帯	18,337 人 (10.5%)	94,897 人 (54.5%)	60,819 人 (35.0%)	35,192 人 (20.2%)	72,999 世帯 2.34 人

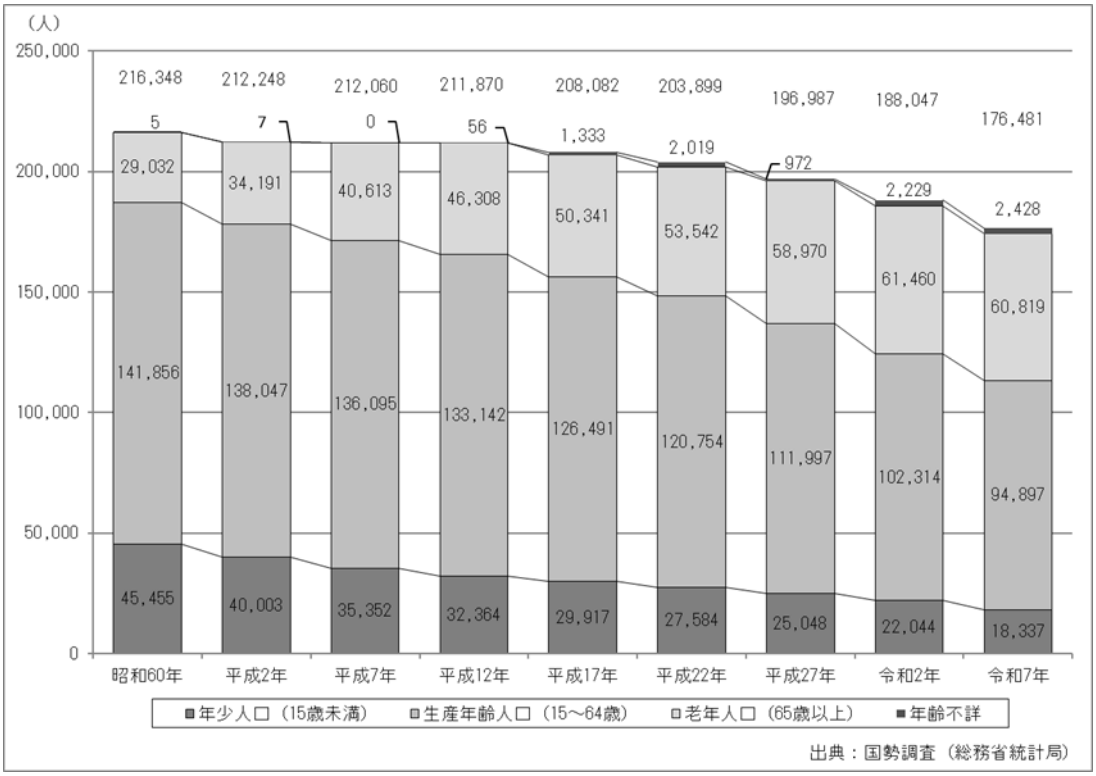
（注）総人口には、年齢不詳を含む

一般世帯数は、総世帯から施設等の世帯を除いたもの

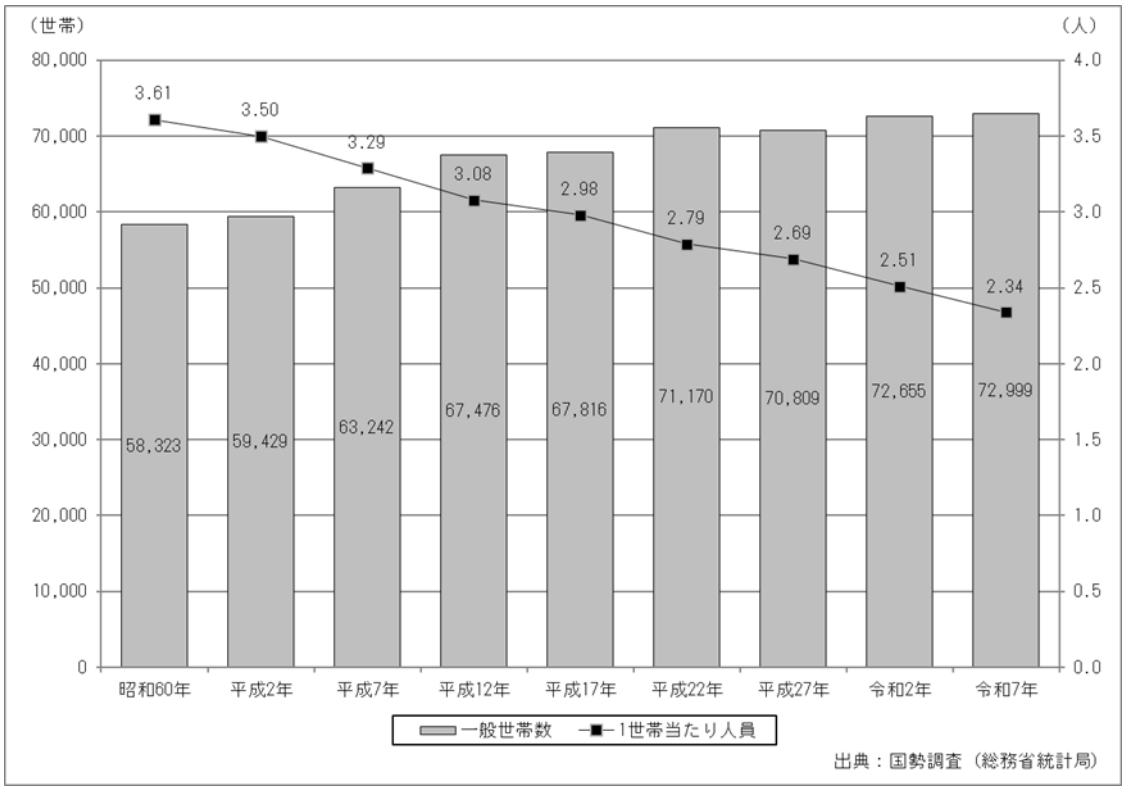
1 世帯当たり人員は、一般世帯人員から一般世帯数を除して算出したもの

（出所：国勢調査）

【総人口及び年齢区分別人口の推移】



【一般世帯数及び１世帯当たり人員の推移】



第３節　上越市の特性

【年齢別人口及び人口密度】

地区名等	年	総人口（人）(a)	年齢３区分別人口（人）				面積（k㎡）(b)　※	人口密度 (a)/(b)　※
			15歳未満	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上		
市計	R2	188,047	22,044	102,314	61,460	32,056	973.89	193.1
	R7	176,481	18,337	94,897	60,819	35,192	973.89	181.2
合併前の上越市	R2	129,454	16,231	72,383	38,736	19,991	249.3	519.3
	R7	124,206	13,981	69,206	38,703	22,491		498.2
安塚区	R2	2,069	111	864	1,087	649	70.23	29.5
	R7	1,666	65	629	972	601		23.7
浦川原区	R2	3,111	336	1,504	1,270	706	50.64	61.4
	R7	2,673	221	1,208	1,244	715		52.8
大島区	R2	1,289	83	484	722	440	71.64	18.0
	R7	1,073	62	367	644	412		15.0
牧区	R2	1,629	97	685	847	520	61.35	26.6
	R7	1,329	60	508	760	495		21.7
柿崎区	R2	8,901	886	4,348	3,657	1,892	85.39	104.2
	R7	7,887	657	3,695	3,521	2,088		92.4
大潟区	R2	9,096	967	4,979	3,106	1,541	16.32	557.4
	R7	8,619	842	4,574	3,158	1,809		528.1
頸城区	R2	9,176	1,067	5,401	2,675	1,360	38.3	239.6
	R7	8,784	929	5,029	2,790	1,517		229.3
吉川区	R2	3,669	277	1,803	1,587	888	76.61	47.9
	R7	3,146	182	1,446	1,518	856		41.1
中郷区	R2	3,390	266	1,639	1,477	727	43.56	77.8
	R7	2,895	177	1,310	1,407	812		66.5
板倉区	R2	6,248	684	3,214	2,346	1,260	66.51	93.9
	R7	5,445	433	2,743	2,262	1,283		81.9
清里区	R2	2,453	247	1,261	945	505	37.54	65.3
	R7	2,173	175	1,083	914	509		57.9
三和区	R2	5,218	587	2,696	1,922	992	39.3	132.8
	R7	4,613	419	2,289	1,904	1,044		117.4
名立区	R2	2,344	205	1,053	1,038	585	65.94	35.5
	R7	1,972	134	810	1,022	560		29.9

（注）総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12調査での値を採用した。
　また、人口密度も、H12調査での面積の値で計算した（市計以外）。

（出所：国勢調査）

⑵ 建　物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合せて 120,719 棟の建物が存在し、このうち 103,316 棟が木造建物で、全体の 85.6%を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 6,715 棟（全体の 5.5%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（令和８年１月１日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	6,715（5.5%）	48（0.1%）	6,763（5.6%）
昭和 26～35 年	3,882（3.2%）	79（0.1%）	3,961（3.3%）
昭和 36～46 年	15,195（12.6%）	1,499（1.2%）	16,694（13.8%）
昭和 47～56 年	22,499（18.6%）	3,272（2.7%）	25,771（21.3%）
昭和 57 年以降	49,328（40.9%）	12,449（10.3%）	61,777（51.2%）
年代不明	5,697（4.7%）	56（0.1%）	5,753（4.8%）
合　　計	103,316（85.6%）	17,403（14.4%）	120,719（100%）

（出所：上越市）

第４節　想定する災害

１　想定する災害

本編の対象として想定する災害は、法第２条第１号及び同施行令第１条において定める災害のうち林野火災及び大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいう。

２　想定する災害及び事態の種別

本編において想定する災害の種別は次のとおりとする。

なお、本編に想定されていない災害態様については、類似する災害に関する規定を準用する。

⑴　大規模火災
⑵　林野火災
⑶　油流出事故災害
⑷　海上事故災害
⑸　鉄道事故災害
⑹　道路事故災害
⑺　危険物等事故
⑻　集団事故災害

第５節　本編に定めのない事項

本編は、それぞれの災害特有の事象に対する災害予防計画、災害応急対策計画について定めたものであるが、本計画に定められていないものについては、自然災害対策編 第２部風水害対策に準ずる。

また、災害復旧計画については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合においても、自然災害対策編 第２部風水害対策 災害復旧・復興計画に準ずる。

一 般 災 害 対 策 編

第２部　大規模火災対策

第１章　序　論

市街地を大規模な火災による破壊から守るため、市及び県、関係機関は、大規模火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。

１　市街地等の現況と想定する災害

本対策計画では、強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な市街地火災が発生し、県及び自衛隊等へ消火活動等の応援を要請や、付近の住民等に避難指示を出す等の対応が必要となる規模の災害を想定する。

第２章　災害予防計画

担当：危機管理課

第１節　計画の方針

１　基本方針

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、市、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講ずる。

２　主な取組

⑴　市民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底し、消火器具等の設置に努める。

⑵　市は、火災に強いまちづくりを推進するとともに、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

⑶　県は、市・消防機関の協力を得て、火災に強いまちづくりを促進するとともに、防火思想の普及促進に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

第２節　それぞれの役割

１　市民・企業等の役割

⑴　市民の役割

①　異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

②　安全装置付火気器具の使用に努める。

③　消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

④　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

⑤　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

⑥　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

⑦　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の措置を講ずる。

⑧　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

⑵　地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、防災訓練時の初期消火訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災予防意識の醸成に努める。

⑶　企業・事業所等の役割

①　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

②　救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

③　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

④　病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防法で義務づけられた消防用設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

２　市の役割

⑴　防火思想の普及促進

①　全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

②　火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底

について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

⑵　火災に強いまちづくり

①　以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

ア　避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ　土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

ウ　建築物や公共施設の耐震・不燃化

エ　水面・緑地帯の計画的確保

オ　消火栓及び耐震性貯水槽の整備

カ　防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

②　火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

③　積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し、道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には、火災の有無にかかわらず除雪を行う。

⑶　消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

⑷　消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との間での給水活動等についての協定の締結など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

⑸　消防団の充実強化

①　地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

②　消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の徹底を図る。

③　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

⑹　要配慮者に対する配慮

①　市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ、自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火訪問等重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置と維持管理の徹底を図る。

⑺ 避難場所、避難所等の指定・避難誘導

① 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

② 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

③ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

⑻ 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、可能な範囲で指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

⑼ 町家･町並み保存と防災対策の推進

本市には、文化的、歴史的資源として価値のある町家や雁木通りの町並みが数多く存在するが、耐火性など防災面での機能に劣る木造建築物が大半となっている。このため、これらの保存や再生の取組においては、所有者及び居住者をはじめ地域住民の理解と協力の下に、防災対策上の検討及び推進を図る。

３　県の役割

⑴ 防火思想の普及促進

市民に対して、市・消防機関の協力を得ながら、以下の啓発を推進する。

① 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

② 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

⑵ 火災に強いまちづくり

① 市と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に努める。

ア 避難路、指定緊急避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化への支援

エ 水面・緑地帯の計画的確保

オ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

② 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

③ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し道路の除雪に努めるとともに、冬期道路交通確保計画に基づき交通確保を図る。

⑶ 自主防災組織の育成強化

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

⑷ 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理体制及び防災管理体制の整備を図る。

４　防災関係機関の役割

⑴ 上越地域消防事務組合

① 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

② 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

③ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

④ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

⑤ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

⑥ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。

⑦ 上記⑥の地域の火災防ぎょ計画を策定する。

⑧ 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するため、気象条件を勘案した出動基準を定める。

⑨ 強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風下における消火活動要領を定める。

⑩ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

⑵ 上越警察署・妙高警察署

① 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

② 広域的な交通管理体制の整備に努める。

⑶ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。

２　それぞれの責務

⑴　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

⑵　消防団は、消防団長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

⑶　上越地域消防事務組合は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて消防組織法第３９条及び第４４条に基づく新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく緊急消防援助隊の広域応援の要請を迅速に行う。

⑷　新潟県広域消防相互応援協定を締結する県下各消防本部は、上越地域消防事務組合から応援要請を受けた場合は、協力してその対応にあたる。

⑸　県は、大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

⑹　県は、 市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

３　要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

４　積雪期の対応

⑴　市民の対応

①　消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

② 近所の消火栓・防火水槽等が雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

⑵ 消防団及び上越地域消防事務組合の対応

① 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

② 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

③ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

５　惨事ストレス対策

⑴ 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

⑵ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　上越地域消防事務組合の活動体制

大規模火災が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

２　消防団の活動体制

大規模火災が発生したときは、直ちに管轄する分団から部隊を出動させるとともに、火災現場に現地本部を設置する。

３　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

大規模火災が発生したときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

②　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行うとともに、消防団と関係機関の活動調整を行う。

⑵　災害対策本部、現地災害対策本部の設置

①　災害対策本部の設置

市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

②　現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

４　県警察の活動体制

大規模火災が発生したときは、直ちに管轄する署から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

５　県の活動体制

大規模火災が発生したときは、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集及び広報
↓
■　救助・捜索、消火活動
↓
■　救護所の設置
↓
■　一時収容場所又は指定避難所等の開設
↓
■　ヘリコプターの受入れ準備
↓
■　相談窓口の開設
↓
■　応援の要請

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う防災関係機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　大規模火災は、その全体像把握を最優先とし、市のみでは困難と認めるときは、県に対し迅速に防災ヘリコプターによる上空偵察を要請する。

③　市、県警察等の各機関は、テレビ、ラジオ放送等の方法により、迅速かつ正確に大規模火災の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響等の情報提供を行う。

⑵　救助・捜索、消火活動

①　上越地域消防事務組合、消防団及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

②　孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

③　上越地域消防事務組合、消防団及び県警察は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、現場周辺住民に対する危険を防止するため、必要に応じて警戒区域を設定する。

④　原則として注水消火による防ぎょ活動を行うが、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、住宅等の所有者と調整のうえ、住宅の破壊により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

⑤　ヘリコプターによる消火活動が有効であると判断した場合は、県に対し防災ヘリコプターを要請するとともに、他県が保有するヘリコプターの応援出動について、県を通じて要請する。

⑥　大規模火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって差はあるが、飛火による二次、三次火災の発生危険があるため、状況に応じて飛火警戒隊の配置、警戒範囲等にも十分配慮する。

⑦　県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

⑶　救護所の設置

①　市は、大規模火災により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

②　上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷　指定避難所等の開設

①　市は、火災現場周辺住民等の一時収容、又は設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、風向や地形等を考慮して指定避難所等を開設し、避難者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。

②　警戒区域内の住民等の避難誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

⑸　ヘリコプターの受入れ準備

①　指定されているヘリポート適地の中から、機数や機種に応じて適地を選定して使用する。

②　ヘリコプターの機数及び機種等に応じて、自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）、又は空中消火用水のうへの給水体制を整備する。

⑹　相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑺　応援の要請

①　市長は、大規模火災の規模が大きく自衛隊の応援又は、緊急消防援助隊の出動が必要と認められるときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請若しくは緊急消防援助隊の出動要請を依頼する。

②　市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第４章　災害復旧計画

第１節　鎮火後の措置

大規模火災は、風等の影響により、焼損木から再燃する危険性が大きいため、地元消防団及び上越地域消防事務組合は残火処理を行い、鎮火後も再燃防止に備え、しばらく警戒にあたる。

一 般 災 害 対 策 編

第３部　林野火災対策

第１章　序　論

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材の整備等について定める。

１　林野等の現況

上越市の総面積 97,381ha のうち林野面積は 54,384ha(55.8％)となり、そのうち民有林の面積は 49,780ha(91.5％)となっている。

２　想定する災害

強風乾燥の気象条件のもとで、焼失面積が極めて大規模な林野火災が発生し、県及び自衛隊等へ空中消火活動等の応援要請や、付近の住民等に避難指示を出す等の対応が必要となる規模の災害を想定する。

第２章　災害予防計画

担当：危機管理課、農林水産整備課

第１節　計画の方針

１　基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、市、県及びその他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る。

２　主な取組

⑴　森林等の利用者（地域住民等、林業等の従事者）は、火気の取扱いに十分に注意する。

⑵　森林等の所有者は、森林の適正な保育管理等を通じて、林野火災に強い森林の整備に努める。また、消火初期体制の確立に努める。

⑶　市は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防団及び上越地域消防事務組合による警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。

⑷　市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努める。

⑸　上越地域消防事務組合は、林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

⑹　県は、林野火災に強い森林の整備を促進するため、森林等の所有者が行う適正な保育管理に対して民有林造林補助事業等により支援を行う。

⑺　県は、関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入れ体制の整備を図る。

⑻　市、上越地域消防事務組合及び県は、林野火災に対する消火資機材の整備・充実を図るとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平常時から情報交換等に努める。

⑼　市、上越地域消防事務組合、県及び林野関係機関は、協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。また、春（4・5月）の出火危険期は山火事予防の強化期間とし、ラジオ、テレビ、新聞等による啓蒙宣伝や、ポスター、立て看板の掲示等により注意を喚起する。

第２節　それぞれの役割

１　地域住民等の役割

地域住民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

２　森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、下刈り、除間伐、枝打ち等により森林等の適正な保育管理に努める。また、初期消火体制の確立及び消火資機材の整備・充実に努める。

３　林業等の従事者の役割

作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

さらに、林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。

４　市の役割

⑴　火災予防体制の整備

①　林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域について、林野火災対策の推進のため、県と協議のうえ林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした市は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

②　消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に努める。

③　火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域住民等を活用した監視体制の構築等、監視体制の強化に努める。

④　市長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、上越地域消防事務組合、隣接市、その他関係機関と協力して指導を行う。

⑤　市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

⑥　気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防団及び上越地域消防事務組合による警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、上越ケーブルビジョン等を通じて市民に周知する。また、火災警報を発令した旨を県に通報する。

⑵　消防体制等の整備

①　林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実、空中消火用ヘリポートの確保を図る。

②　県内外の自治体との広域的な応援体制及び林野関係機関、警察、自衛隊等の協力体制を整備・充実し、

林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平常時から情報交換等に努める。

⑶　防火思想の普及

上越地域消防事務組合と連携し、林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

５　上越地域消防事務組合の役割

⑴　火災予防体制の整備

①　森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

②　大火危険気象等に対する警戒

気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

③　市長の火災に関する警報の発令を受け、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

⑵　消防体制等の整備・充実

①　市、県とともに、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

②　県内外の消防機関との広域的な応援体制及び林野関係機関、警察、自衛隊等の協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平常時から情報交換等に努める。

③　地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画をあらかじめ定める。

④　消防水利の確保

林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利台帳を作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

６　県の役割

⑴　火災予防体制の整備

①　林野火災に強い森林の整備を促進するため、森林等の所有者が行う適正な保育管理に対して民有林造林補助事業等により支援を行う。

②　ダムやため池等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性にも配慮するよう努める。

③　市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

⑵　消防体制等の整備・充実

①　林野火災発生時の消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火活動のため、消火資機材等の整備、消防機関との共同訓練、運用方法の研究等体制の整備を行う。

② 他の都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの円滑な受援が得られるよう、それぞれの保有資機材等の情報収集、連絡調整方法、提供消火資機材の整備等受入れ体制の整備を図る。また、合同訓練を実施し、ヘリコプター部隊相互の連絡調整及び地上消火部隊との連携の強化を図る。

⑶ 林野火災に強い森林環境の整備

市、林野関係機関と相互に協力し、林業施策に関する各種事業を実施する場合には、防火線や貯水池の設置等の防災対策に配慮する。

⑷ 消防体制等の整備

① 市、消防機関とともに、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

② 県内外の消防機関との広域的な応援体制及び林野関係機関、警察、自衛隊等の協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平常時から情報交換等に努める。

⑸ 防火思想の普及

市、消防機関及び林野関係機関と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。特に、毎年４月１日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

大規模な林野火災においては、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、活動する各機関は相互に十分な調整及び連携を図り、迅速かつ効果的な活動を実施するとともに、二次災害の防止に努める。

２　それぞれの責務

⑴　出火発見者の責務

林野火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に当たる。

⑵　森林等の所有者の責務

①　消防隊の消火活動に協力するとともに、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じる。

②　延焼拡大防止のため、森林等を伐採して防火線等を設定する必要があるときは、これに協力する。

⑶　林業等の従事者

作業員の安全確保を図るとともに、必要に応じ、延焼阻止のため森林を抜開する等消防活動に協力する。

⑷　市の責務

①　森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

②　消防団及び上越地域消防事務組合の消防力だけでは当該林野火災への対応が難しいと認めた場合には、上越地域消防事務組合と協議し、緊急消防援助隊への応援を要請する。

③　当該林野火災への対応がさらに難しいと判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

④　空中消火で使用するヘリポート等を確保する。

⑸　消防団の責務

消防団長の統括的な統制の下に消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導を行う。この時、消防団員は自らの安全も確保する。

⑹　上越地域消防事務組合

①　火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。

② 消防団等と協働し適切な消火活動等行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行う。

⑺ 県の責務

① 被害状況及び消火活動等を把握し、防災関係機関への応援を要請し、消火活動等の迅速な実施を図る。

② 必要に応じ消防防災ヘリコプターによる情報収集、空中消火活動等を行う。

③ 必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じる。

⑻ 県警察

① 必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集等を行う。

② 消防車両の通行確保のため交通規制を行う。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

３　要配慮者に対する配慮

住民等の避難を必要とする場合には、町内会、自主防災組織及び地元消防団等の協力を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して避難を行う。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　上越地域消防事務組合の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

２　消防団の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、直ちに管轄する分団から部隊を出動させるとともに、火災現場に現地本部を設置する。

３　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

②　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行うとともに、消防団と関係機関の活動調整を行う。

⑵　災害対策本部、現地災害対策本部

①　災害対策本部の設置

市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

②　現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

４　県警察の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、直ちに管轄する署から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

５　県の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集及び広報
↓
■　救助・捜索、消火活動
↓
■　救護所の設置
↓
■　一時収容場所又は避難場所等の開設
↓
■　ヘリコプターの受入れ準備
↓
■　相談窓口の開設
↓
■　応援の要請

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市のみでは困難と認めるときは、県に対し迅速に防災ヘリコプターによる上空偵察を要請する。

③　市、県警察等の各機関は、林野火災の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響等の情報をテレビ、ラジオ放送等の方法により、迅速かつ正確に広報を行う。

⑵　救助・捜索、消火活動

①　上越地域消防事務組合、消防団及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

②　孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

③　上越地域消防事務組合、消防団及び県警察は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、現場周辺住民に対する危険を防止するため、必要に応じて警戒区域を設定する。

④　原則として注水消火による防御活動を行うが、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の抜開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

⑤　ヘリコプターによる消火活動が有効であると判断した場合は、県に対し防災ヘリコプターを要請するとともに、他県が保有するヘリコプターの応援出動について、県を通じて要請する。

⑥　林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって差はあるが、飛火によ

る二次、三次火災の発生危険があるため、状況に応じて飛火警戒隊の配置、警戒範囲等にも十分配慮する。

⑦　県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

⑶　救護所の設置

①　市は、林野火災により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

②　上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷　一時収容場所又は指定避難所等の開設

①　市は、火災現場周辺住民等の一時収容、又は設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、風向や地形等を考慮して一時収容場所及び指定避難所等を開設し、避難者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。

②　警戒区域内の住民等の避難誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

⑸　ヘリコプターの受入れ準備

①　指定されているヘリポート適地の中から、機数や機種に応じて適地を選定して使用する。

②　ヘリコプターの機数及び機種等に応じて、自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）、又は空中消火用水のうへの給水体制を整備する。

新潟県の空中消火用資機材等の保有状況（令和２年10月１日現在）

項　目	品名等	数量	備考
資機材	空中消火用バケット（ 7,570ﾘｯﾄﾙ）※1 同上　　（ 1,000ﾘｯﾄﾙ）※2	１基（注） １基	
薬　剤	化学消火剤「マップ」（１袋30 kg） 消火液染剤（１缶10 kg）	85袋 ３缶	

保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地（群馬県北群馬郡榛東村）
※2は、新潟県消防防災航空隊基地（新潟空港内）
それ以外は、新潟県消防学校（新潟市西区曽和100番地１）

注：当県所有の「空中消火用バケット（7,570ﾘｯﾄﾙ）」は１基であるが、「群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県及び静岡県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定（平成30年10月15日）」により、林野火災発生時は最大で８基使用することが可能。

⑹　相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑺　応援の要請

①　市長は、林野火災の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。

②　市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第４章　災害復旧計画

第１節　鎮火後の措置

林野火災は、風等の影響により、焼損木から再燃する危険性が大きいため、地元消防団及び上越地域消防事務組合は残火処理を行い、鎮火後も再燃防止に備え、しばらく警戒にあたる。

第２節　二次災害の防止活動

市、県及び国は、互いに協力し、専門技術者を活用して、降雨等による二次災害の危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、速やかに砂防、治山、地すべり防止工事等の対策を講ずる。

なお、森林等の所有者・管理者は、早期の自然復旧が見込めない場合には、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

一 般 災 害 対 策 編

第４部　油流出事故災害対策

第１章　序　論

大規模な油流出事故災害発生時における効果的な応急対策に備えるため、防災関係機関相互の情報収集・伝達体制やボランティア等の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備及び基本的な対策について定める。

１　海岸及び港湾施設の現況

本市の海岸線は、日本海に面し約 40 ㎞に及ぶ。また、本市には、新潟県が管理する重要港湾の直江津港が所在し、新潟港と伏木富山港のほぼ中間に位置しており、この直江津港は、佐渡島への定期航路のほか、韓国、中国との外航コンテナ貨物航路など国際貿易港としても大きな役割を担っている。

２　想定する災害

過去に発生した油流出事故及び船舶等の航行状況等を踏まえ、海洋、沿岸において、防災関係機関及び漁業関係者等が連携して防除措置を講じなければならない規模の量の重油が流出したことにより、海岸、施設、漁業資源等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

⑴　海上における船舶の衝突、乗揚、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故。

⑵　陸上施設からの油の流出による著しい海洋汚染事故。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域内での事故は、「新潟県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

⑶　海洋石油鉱山における暴噴事故等による大量の油流出事故。

⑷　対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策とし、海難対策は、本編第５部「海上事故対策」に含めることとする。

３　海上流出油等防除の基本方針

⑴　直江津港等における流出事故への対応

直江津港及び付近海域において、大量の油等の流出事故が発生した場合は、上越海上保安署を中心とした直江津港排出油等防除協議会構成機関が同協議会会則に従い防除及び防災活動を行うとされており、市は、同協議会の会員として、同協議会長である上越海上保安署長から要請があった場合は、必要に応じて防除活動に参画する。

⑵　大規模な油流出事故災害への対応

油等が広域に拡大し、直江津港排出油等防除協議会だけでは対処できない場合又は外洋で大量に流出した油等が本県沿岸海域を広域に渡って汚染する場合は、新潟県地域防災計画に基づき、県、沿岸市町村、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）その他関係機関が協議し、連携して防除作業を実施することとなる。

本計画では、大規模な油流出事故災害への対応のうち、本市沿岸全域又は隣接市に及ぶ場合を想定し、市が主体となって行う、主に海岸漂着油等の防除を中心に定める。

４　関係する法律等

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の様態が多様で関係する法律・制度、及び関係機関が多岐にわたることなどに大きな特徴がある。

被害が広範囲で事故原因者だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策を実施せざるを得ない場合、住民の安全と自然環境等を守るため、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用等に努める。

第２章　災害予防計画

担当：環境政策課、産業立地課、農林水産整備課、危機管理課

第１節　計画の方針

１　基本方針

大規模な油流出事故災害が発生したときは、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶことから、関係機関は海難事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等に努める。

２　主な取組

⑴　防除措置の第一義的責務は、事故に関する過失の有無にかかわらず、事故原因者が負うこととなり、事故原因者は、自らの業務として流出油の拡散の防止、回収及び沿岸に漂着した油の回収、運搬、処分等の防除措置を講じなければならず、また、事故原因者は、油等流出事故により生じた損害について、賠償する責任を負うとされている。

⑵　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律 136 号）及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置義務者への防除措置命令又は指導を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を講ずる。また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

⑶　市は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）及び災害対策基本法に基づき防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担のうえで防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

⑷　県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき県域並びに地域住民の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市等が行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施する。また、関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

３　荒天時に対する対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集等が困難であることに鑑み、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

第２節　それぞれの役割

１　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の役割

⑴　事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定め、事故発生時における連携のあり方、情報交換の方法等について事前に市、県及び防災関係機関等と協議する。

⑵　その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況の把握に努める。

⑶　法律等に基づき船舶所有者等に対し油流出事故に備え、オイルフェンス、薬剤、その他の必要な資材を備えつけておくよう指導する。

⑷　管轄海域における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

⑸　過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定し、かつ、様々な条件を設定し、他の関係防災機関とともに、実践的な訓練の実施に努める。

２　市の役割

⑴　事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定め、事故発生時における連携のあり方、情報交換の方法等について事前に防災関係機関等と協議する。

⑵　油流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、防災関係機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理しておく。

⑶　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。

⑷　関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、その調達方法等について定めておく。

⑸　油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送等の後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定めておく。

⑹　自ら流出油等の防除活動を行うため、必要な資機材の整備に努める。

⑺　情報マップの整備

油流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図としての整備に努めることとする。情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成するものとし、作成した情報図は関係防災機関において防災対策の基礎資料として活用する。また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位（プライオリティ）

についても検討しておく。

情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

区　分	施設・地域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の渡来・繁殖地、希少種の植生地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵地、藻場
商業施設等	工業用水施設、火力・原子力発電所取水・排水口、水産研究所、水族館等の取水口、港湾施設等、マリーナ
海岸の形状	巨礫・人工構造物、大礫、中礫、小石海岸、砂浜、断崖　等

３　県の役割

⑴　事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定め、事故発生時における連携のあり方、情報交換の方法等について事前に防災関係機関等と協議する。

⑵　油流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、防災関係機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理しておく。

⑶　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。

⑷　関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、その調達方法等について定めておく。

⑸　港湾管理者として、流出油等防除のために必要な資機材の整備に努めるとともに、保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

⑹　自ら管理する港湾内における船舶の安全航行環境の整備に努める。

⑺　災害時には一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援を必要とする場合に備え、県は、広域相互応援体制の整備に努める。

４　防災関係機関の役割

⑴　事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定め、事故発生時における連携のあり方、情報交換の方法等について事前に他の防災関係機関等と協議する。

⑵　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。

⑶　関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、その調達方法等について定めておく。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

流出油等の防除は、自然環境及び社会環境に対する影響に留意し、その被害を最小限に食い止めるため極力海上で回収することを基本とするが、沿岸に漂着した場合は、関係機関が協力して速やかな回収・処理に努めるとともに、二次災害の防止を図る。

２　それぞれの責務

⑴　事故原因者の責務

①　当該船舶の船長は、海上保安機関へ通報する。（流出油等の種類、性状、量、拡散状況等）
②　流出油等の防除措置を実施する。
③　指定海上防災機関への委託による防除措置の実施及び回収油等の処分を行う。
④　防災関係機関が実施する防除措置への協力及び支援を行う。
⑤　防災関係機関が実施する災害対策本部等へ責任者を派遣する。
⑥　防災関係機関へ防除資機材の提供等を行う。
⑦　被害者の損害に対する補償を行う。
⑧　防災関係機関が実施する防除措置に要する費用の補償を行う。
⑨　県に油等防除対策調整会議が設置されたときは、職員を派遣する。

⑵　第九管区海上保安本部(上越海上保安署)の責務

①　大規模な油等流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある通報を受信したときは、市、県及び防災関係機関等へ連絡する。
②　巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動を実施し、漂流予測を行う。
③　事故及び被害情報の関係機関への連絡を行う。
④　事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等を設置する。
⑤　防除活動の実施に関する防災関係機関との連絡調整を行う。
⑥　防除措置を講ずべき者に対する防除措置の指導、並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示を行う。
⑦　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合における指定海上防災機関に対する防除措置の指示を行う。
⑧　付近船舶の通行禁止・制限等による船舶交通の安全確保を行う。
⑨　防災関係機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導を行う。

⑩　県に油等防除対策調整会議が設置されたときは、職員を派遣する。

⑶　市の責務

①　海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動を行う。
②　事故及び被害情報を県等へ報告する。
③　漂着油の防除活動を行う。
④　市が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供及び情報収集を行う。
⑤　住民への広報を実施し、必要に応じて住民の避難誘導を行う。
⑥　事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置を実施する。
⑦　流出油等汚染区域内(市域内)における関係機関との防除活動の調整を行う。
⑧　流出油等防除資機材の調達及び斡旋を行う。
⑨　ボランティア活動の支援を行う。
⑩　防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を行う。
⑪　周辺住民等への健康相談等を実施する。
⑫　防災関係機関等へ応援要請を行う。
⑬　漁港等の管理者として必要な防除措置を実施する。
⑭　事故原因者等への防除措置に要した費用を求償する。
⑮　野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全を実施する。
⑯　風評被害対策を実施する。
⑰　被害状況把握等のために必要と判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
⑱　事故等の規模が大であり、自衛隊の派遣が必要と判断したときは、県に対し自衛隊派遣を依頼する。
⑲　県に油等防除対策調整会議が設置されたときは、職員を派遣する。

⑷　上越市消防団の責務

①　海岸パトロール等による事故及び被害情報等の収集活動を行う。
②　市等が実施する防除活動等へ協力する。
③　市民等の避難誘導を支援する。

⑸　上越地域消防事務組合の責務

①　海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動を行う。
②　流出油等に関する対応を行う。
③　住民の避難誘導及び警戒区域を設定する。
④　市及び防災関係機関が行う防除活動を支援する。

⑹　県の責務

①　消防防災ヘリ、県所属船舶等により事故及び被害情報の収集活動を行う。
②　事故及び被害情報を市等へ連絡する。
③　県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収集を行う。
④　市等が実施する防除活動等への協力及び調整を行う。
⑤　流出油等防除資機材の調達、斡旋、配置等の調整を行う。

⑥　防除活動の実施に関する防災関係機関との連絡調整を行う。
⑦　防災関係機関への応援要請及び応援要請の斡旋を行う。
⑧　県所属船舶により漁船の防除作業の指導を行う。
⑨　環境影響調査・環境監視調査を実施する。
⑩　ボランティア活動の支援を行う。
⑪　事故原因者等への防除措置に要した費用を求償する。
⑫　補償請求に係る市への助言等を行う。
⑬　河川・海岸・港湾等の管理者として必要な防除措置を実施する。
⑭　野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全を実施する。
⑮　風評被害対策を実施する。
⑯　市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
⑰　事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置する。

⑺　県警察の責務
①　警察用航空機、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動を行う。
②　事故及び被害情報を関係機関へ連絡する。
③　災害現地周辺の警戒及び交通規制等を実施する。
④　住民の避難誘導及び立入禁止区域を設定する。
⑤　防災関係機関の防除活動を支援する。
⑥　県に油等防除対策調整会議が設置されたときは、職員を派遣する。

⑻　指定海上防災機関の責務
①　海上保安本部等からの指示に基づく防除措置を実施する。
②　防除措置を講ずべき者等からの委託に基づく防除措置及び回収油等の処分を行う。
③　流出油等防除資機材を整備する。
④　県に油等防除対策調整会議が設置されたときは、専門員を派遣する。

⑼　直江津港排出油防除協議会の責務
①　防災関係機関への防除資機材の貸出等を行う。
②　防災関係機関の防除活動に対する協力、支援を行う。
③　県に油等防除対策調整会議が設置されたときは、専門員を派遣する。

３　要配慮者に対する配慮

沿岸住民等の避難を必要とする場合には、町内会、自主防災組織及び地元消防団等の協力を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して避難を行う。

４　積雪期の対応

特に降雪期における防除作業については危険がともなうため、新潟地方気象台が発表する気象、海象の状況及びこれらに関する実況、予・警報等の情報を活動する関係機関相互で共有した上で活動方針を決定し、

二次災害の防止に努める。また、あらかじめ救護所の設置、健康相談や転落、転倒防止策等の措置を講じ、防除作業従事者の安全確保、健康管理に留意する。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の活動体制

⑴　本部の設置

油流出事故により災害の発生が予想されるときは、非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、災害対策本部を設置する。

⑵　連絡調整本部の設置

中央において、警戒本部を設置した場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

２　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

大規模な油流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けたときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び予測される災害規模等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域沿岸で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

②　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行う。

状　況	活動体制	内　容
発生場所が上越市沿岸から離れている場合	・警戒待機体制	・陸上から漂着状況の把握を行う体制 ・油防除に必要な資機材の準備 ・上越海上保安署、県等との連絡調整
発生場所が上越市沿岸に近い場合	・災害警戒本部 （災害対策本部）	・直ちに災害対策本部に移行可能な体制を整備

⑵　災害対策本部、現地災害対策本部の設置

①　災害対策本部

市長は、気象状況及び災害による影響等により避難指示等の発令が見込まれるときは必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」

に準ずる。

② 現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

⑶ 応急体制の確立に当たっての留意事項

① 沿岸への漂着状況及び被害情報等の関係機関への情報伝達体制を整備する。

② 自ら行う防除活動が円滑に実施されるよう、必要な人員及び防除資機材の配備について、早期から検討を行う。

③ 必要に応じ県等へ人員の派遣及び防除資機材の斡旋の要請を行うとともに、人員及び物資の受入れ体制を確立する。

④ 防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底を行う等、防除作業の安全確保に必要な措置を実施するとともに、事故発生に備え、医療機関等と連携し、救急救護体制を整備する。

⑤ 市災害ボランティアセンターが設置されたときは、職員を派遣する等、必要な運営支援を行うとともに、同センターと情報を共有する。

⑥ 事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存する。

⑷ 油流出事故災害対策連絡会議

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あるため、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要があることから、県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは油等防除対策調整会議を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとされている。

県において油等防除対策調整会議が設置されない段階で、市長が必要と認めた場合、市は、油流出事故災害対策連絡会議を設置し市内関係機関等と必要な調整等を図る。

参加機関・団体及び協議事項等は、県が設置する油等防除対策調整会議に準ずる。

⑸ 県が設置する油等防除対策調整会議への参画

事故の規模及び態様により、県が必要と認め油等防除対策調整会議を設置したときは職員を派遣し必要な情報交換等を行うとともに、同会議において検討した防除対策に基づき防除活動を実施する。

３　県の活動体制

大規模な油流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けたときは、油流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。

⑴ 警戒本部の設置

警戒本部の設置に当たっては、以下の応急対策の実施に特に留意の上、所要の体制を確立する。

① 県消防防災ヘリ及び県所有船舶による情報収集活動

② 防除活動に必要な資機材等の把握及び準備

③　沿岸の監視体制の整備
④　流出油等に係る他都道府県との情報交換

⑵　災害対策本部の設置

災害対策本部の設置にあたっては、油等流出事故災害に特有な以下のような業務に特に留意の上、所要の体制を確立する。

①　市町村及び県の防除対策経費の取りまとめ
②　防除対策経費の補償請求
③　船舶による浮流油等の回収作業の調整
④　県消防防災ヘリ及び県所有船舶等による浮流油等の状況調査の調整
⑤　流出油等による環境被害調査及びその対策
⑥　流出油等による被害鳥獣保護対策
⑦　水産資源保護のための応急対策
⑧　回収油等の保管、輸送及び処分
⑨　防除作業用資器材の調達及び斡旋

⑶　油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あるため、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要があることから、県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは油等防除対策調整会議を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図る。

国の非常災害現地本部が本県に設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整等を行う。

①　参加機関・団体

ア　公的機関

県、市町村、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

イ　事故原因者及び関係団体

事故原因者、指定海上防災機関、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

ウ　その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

②　協議事項

ア　防除方針の検討
イ　防除活動の実施に係る関係機関の調整

４　各防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、大規模な油流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある旨の連絡を受けたときは、事故の状況、予想される被害状況等に応じた活動体制を整備する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集・伝達
↓
■　流出油防除対策
↓
■　人材等の協力要請
↓
■　回収油の処分
↓
■　防除資機材等の調達・斡旋

２　業務の内容

⑴　情報の収集・伝達

①　第一段階での情報

ア　市が行う情報収集

消防団等の協力を得て海岸パトロールを実施するとともに、沿岸町内会からの情報収集及び通報により情報の収集に努める。

イ　情報伝達

市は、収集した情報を県及び関係機関へ伝達する。また、災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を県（危機対策課）へ報告する。

②　防除活動段階での情報

市は、次の情報について県や関係機関に伝達する。

ア　海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）

イ　実施した防除活動に関する情報

ウ　資機材に関する情報

エ　自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

③　情報の共有化・定型化

ア　油流出事故災害対策連絡会議に参加する機関・団体等は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるように努める。

イ　流出油の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて適格な状況把握が困難となることから、各機関相互において情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図る。

ウ　漂着状況の通報についても、統一的基準を定めて行う。

④　沿岸住民等への周知

災害の波及が予想される場合は、概ね次により住民等に対し周知に努める。

機　関　名	手　　段	周知事項
市	広報車、防災行政無線等	①事故の状況 ②火気使用及び交通等の制限禁止事項 ③防災活動の状況 ④避難準備等の一般的注意事項等 ⑤その他必要事項
上越地域消防事務組合	消防車	
県警察	パトカー、ヘリコプター	
放送機関	ラジオ、テレビ	

⑵　流出油防除対策

①　対策方針

漂着油の防除は事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が行うものとするが、市も市域内の防除活動をコーディネートするよう努め、関係機関等と十分連携して積極的な防除活動を行う。

流出油の防除は、海上での回収が最も効果的であるが、事故の規模や天候等によっては海岸へ漂着した油を回収しなければならないこともあるため、状況や時間経過に応じて段階的に防除活動をすることになる。市は、海岸へ漂着した油の回収を実施する。

②　漂着油の防除対策

ア　役割分担

漂着油の防除は事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が行うものとするが、市も市域内の防除活動をコーディネートするよう努め、次の点に留意しながら関係機関等と十分連携して積極的な防除活動を行う。

イ　優先順位（プライオリティ）の決定

市は、関係機関等の意見を踏まえ、沿岸域において重点的に保護すべき施設、地域を選定し、当該地域等へ集中的に資機材等を投入することにより効果的な防除活動の実施に努める。

優先順位は季節等により大きく変化するため、被害状況、漂着予想及び防除方法等を考慮して定める。

ウ　回復レベルの設定

漂着油等の除去は完全回収することを最終目標とするが、限られた資機材、人員による防除活動では当面の目標を設定するため、市は地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとの回収レベルを定める。

エ　除去方法の選択

海岸の形状別にみた漂着油の標準的な除去目標は次表のとおりとするが、災害現場の状況により弾力的に運用する。

海岸の形状	当面の除去目標
自然景観・観光地域	漂着油等が目立たない程度まで除去する。
海水浴場	手足に漂着油等が付着しない程度まで除去する。
磯根漁場	漁業に与える影響を軽減するため、漂着油等が認められない程度まで除去する。
港湾・漁港・海岸保全施設	当該施設の利用に支障を来すおそれのある箇所については、必要に応じて除去する。
その他の海岸	漂着状況により個別に判断する。

オ　油処理剤の使用

油処理剤の使用については、災害現場における関係機関の合意のもとに使用方法を定める。

カ　防除活動の調整

災害現場において一体的かつ体系的な防除活動を実施するため、市及び防除活動を行う各機関等は協調して活動を実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

(ｱ)　防除方針の周知

(ｲ)　作業手順の明示

(ｳ)　防除作業に参加する機関が担当する区域の調整

(ｴ)　作業日及び作業時間等の設定

(ｵ)　作業の安全管理、健康管理に関する指針の周知

(ｶ)　作業記録の報告

(ｷ)　その他、防除活動において関係機関相互の調整を必要とする事項

⑶　人材等の協力要請

市は、関係機関と協力して油流出防除活動における要員の配備状況の把握に努めるとともに、市外や自衛隊等からの応援が必要であると判断した場合には、県や油防除対策調整会議を通じて人材等の派遣を要請する。

⑷　回収油の処分

①　役割分担

海上及び海岸で回収された油の処分は、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた指定海上防災機関が国及び県の指導のもと回収、運搬、処分及びこれらに関連する資機材の調達、運搬手段の確保等を行う。

市は、関係機関と協力して一時保管場所の手配を行う。

②　一時保管場所の設置

回収油が大量に発生する場合は、処分場の確保に要する時間や輸送手段の能力等を考慮して、一時的に回収油を保管する場所を設ける。一時保管場所は、周辺環境に考慮し、土壌汚染等が発生しないよう必要な措置を講ずるとともに、十分な安全管理に努める。また、見張り人、立て看板及び消火器等を配置し、火災予防に十分留意する。

ア　仮置場

市は、海岸で回収した油の仮置場を関係機関及び指定海上防災機関等と協議して選定するものとし、県は、指定海上防災機関等と協力して海上で回収された油の仮置場を選定する。

イ　集積場

処分場へ運搬するまでの間、一時的に保管する集積場については、県が指定海上防災機関等と協力して適地の選定を行う。

ウ　危険物保管の届出等

回収した油は保管量等によって、消防法（昭和 23 年法律 186 号）に基づく危険物保管の届出等が必要となることや、外国船舶からの漂着油については、税関への届出が必要となる場合があることに留意する。

⑸　防除資機材等の調達・斡旋

①　主要防除資機材

オイルフェンス、油回収機、油吸着材等の主要防除資機材は、通常、限られた専門機関にしか保有されていないため、調達は原則として油防除対策調整会議の調整を経たうえで行う。

なお、市が必要とする場合は同会議の調整を経たうえで、県が中心となって斡旋を行う。

②　補助資機材

市は、油防除作業において必要となるシャベル、杓、ドラム缶等の補助資機材については、自ら調達する。

③　輸送手段

補助資機材を輸送するためのトラック等は、原則として市が調達するものとするが、関係機関で大量に必要とする場合は、油防除対策調整会議において調整する。

３　安全確保及び健康管理

各種作業にあたる各関係機関は、次の点に十分留意して作業を実施する。

⑴　安全確保

①　市は、防除作業機関と協力して、油等防除対策調整会議等で定めた安全確保に関する指針を防除作業従事者に周知徹底するとともに、作業時の事故の発生に備え、通報体制等を整備する。

②　危険箇所における防除作業は、専門の知識、装備を備えた機関が実施するものとし、転落及び転倒防止等の措置を講ずる。

⑵　健康管理

①　防除作業を実施する機関は、作業従事者の健康管理のため、油の性状に応じた衣服、装備を整えるとともに、季節、天候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定める。

②　市は、作業従事者に対する救護所の設置、健康相談等の実施等により作業従事者の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関等との連携による救急救護体制の整備に努める。

４　ボランティアとの連携

海岸等に漂着した油の回収は人力によるところが大きく、ボランティアは重要な役割を担うため、ボランティアの自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除作業が図られるよう連携に努める。

上越市社会福祉協議会は、必要に応じ、市と協力して市災害ボランティアセンターを設置し、円滑なボランティア活動を図るための必要な調整を行う。

５　環境保全対策

油流出事故は、揮発成分等による大気の汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これらの事故による環境の汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。

⑴　環境汚染の応急対策

①　環境影響調査の実施

環境影響調査は、流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸住民等への情報提供、被害の拡大防止等を図るために県が実施し、収集した情報は市、関係機関等に提供される。

②　環境汚染に関する情報の提供

市は、環境汚染に関する情報として、次のとおり提供等を行う。

ア　沿岸における環境汚染状況等に関する情報の県への報告

イ　県から提供される環境情報の市民等への広報

ウ　環境影響調査結果の市民等への広報

③　市民等への周知及び避難誘導

市は、市民等の健康への影響が予想される場合、救護所等を設置し、市民等に対して次の内容を周知するとともに、健康被害の発生時に迅速に対応する。

ア　避難指示時の市民等の誘導

イ　流出油回収作業時の健康上の注意事項

ウ　流出油が健康に及ぼす影響

エ　健康被害発生時の対応・相談先

⑵　野生動物の救護等

市は、野生鳥獣類の救護等について、県からの要請に基づき県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、並びにボランティア団体等と連携して効果的に対処する。

６　漁業対策

水産資源の保護、漁業環境の保全及び流通水産物の安全を確保するため、市は、漁業協同組合等と協力して、次の事項について対処する。

⑴　漂着油防除作業の実施

⑵　風評被害等の未然防止

⑶　油汚染による補償請求

第４章　災害復旧計画

海上における船舶からの油等の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、市、県及び漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行う。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。

さらに、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努める。

第１節　油濁損害賠償保障制度の概要

油濁損害賠償保障制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、さらには国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である船舶油濁損害賠償保障法（昭和 50 年法律第 95 号、以下「法」という。）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

１　船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の所有者は、その損害を賠償する。

２　国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

３　賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館・ホテル等の損害が認められている。

なお、野生動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められているので注意が必要である。認定に当たっての一般的な基準は次のとおりである。

⑴　費用・損失又は損害は実際に発生したものであること
⑵　費用は合理的で必要のある措置に要したものであること
⑶　費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること
⑷　経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること
⑸　適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

第２節　賠償・補償請求主体の役割

１　請求の主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人は、請求主体となることができる。また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合、県は市と協議、協力し、請求事務を行う。

２　費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

３　請求の相手方

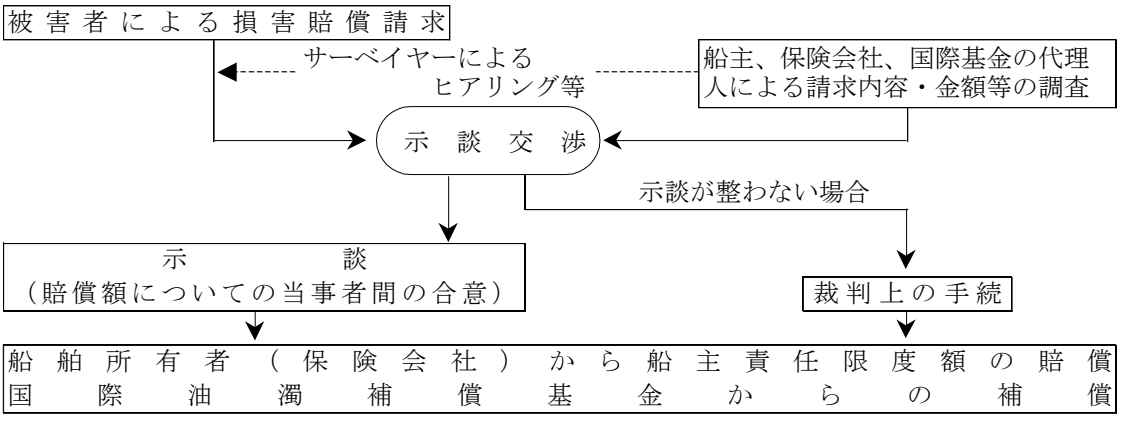
船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。その後、仮に民事上の手続きにより船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる。

４　請求の方法

請求主体は、金に対する請求は文書で行うこととし、その書式については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上で決定する。

５　補償交渉・示談

補償交渉・示談手続きの流れは次のとおり。



第３節　漁業経営の安定対策

市は、県及び金融機関等の協力の下、油等流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融資、並びに公的資金の既借入金の償還に係る緩和措置の実施等により、被災漁業者等の経営の安定を図る。

第４節　風評被害の防止対策

市は、県及び漁業、観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情報を提供し、啓発・宣伝を行うなど、風評による被害の防止に努める。

一 般 災 害 対 策 編

第５部　海上事故災害対策

第１章　序　論

海上における事故災害の発生を未然に防ぐため、海上事故防止活動を推進するとともに、事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備及び基本的な対策について定める。

１　港湾施設の現況

本市には、新潟県が管理する重要港湾の直江津港が所在し、新潟港と伏木富山港のほぼ中間に位置している。

直江津港は、佐渡島への定期航路のほか、韓国、中国との外航コンテナ貨物航路など国際貿易港としても大きな役割を担っている。

２　想定する災害

海洋において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者及び死傷者等が発生した場合を想定する。

第２章　災害予防計画

担当：産業立地課、農林水産整備課、危機管理課

第１節　計画の方針

１　基本方針

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等に努める。

２　主な取組

⑴　市及び上越地域消防事務組合は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努める。

⑵　県は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、関係機関との相互協力体制の強化に努める。

⑶　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、関係者に対して海難の未然防止と海上の安全確保を指導するとともに、事故発生時における情報収集・救護体制の強化に努める。

⑷　海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、海難の未然防止と海上の安全確保に努める。

３　荒天時に対する対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集・捜索・救助活動等が困難であることに鑑み、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

第２節　それぞれの役割

１　海上運送事業者等の役割

⑴　安全管理規程の作成

海上運送事業者等は、海上運送法（昭和 24 年法律 187 号）第 10 条の 3 の規定に基づいて安全管理規程を作成し、船舶の安全な管理に必要な事項を定める。

運航規程は、運行中の船舶に係る事故の処理に関し、航路の実情に応じて各航路事故処理基準を設ける等、人命の安全確保と損害の最小化を図る。

⑵　事故発生時の連絡体制

海上運送事業者等は、関係機関等と協議のうえ、あらかじめ事故発生時の連絡先について定める。

２　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の役割

⑴　防災体制の整備

大規模海難等に備え、非常配備又は警戒配備による即応体制の整備を図る。

⑵　災害時の関係機関との連絡窓口等

海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の確立を図るため、平素から防災関係機関との連絡窓口、連絡方法を定める。

担 当 部 課	住　　所　　等
警備救難部環境防災課	住所　〒950-8543　新潟市中央区美咲町１丁目２番１号 電話　025-285-0118 025-285-0122（夜間及び休日： 運用司令ｾﾝﾀｰ直通） 118（緊急特番） FAX　025-288-2613

⑶　海上防災思想の普及

海難防止、海上災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

⑷　上越地域消防事務組合との連絡調整

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、海上事故災害等の場合における消火活動及び救出救護活動を効果的に実施するため、平素から上越地域消防事務組合と以下の事項の調整を図る。

①　情報及び資料の交換
②　消火活動要領及び連絡周知系統の作成
③　必要資機材の整備の促進
④　合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物等積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、上越地域消防事務組合と相互に交換する。

⑸　医療機関との協力

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、医療機関との連絡・協力体制の整備を図る。

⑹　市との連絡体制

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係る情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）等は、市との連絡体制強化に努める。

⑺　海上交通の安全確保

県と調整のうえ、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

⑻　海難防止指導

新潟海上保安部、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

⑼　異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、気象、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。

３　市の役割

⑴　関係機関の運営協力

市は、海上災害等の発生予防のため、日本水難救済会直江津救護所の運営に協力し、災害時に、関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

⑵　情報の収集・連絡体制の強化

市は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、上越警察署及び上越地域消防事務組合については、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

⑶　初動体制の充実

市は、収集した情報を分析整理するための体制を整備する。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

４　上越地域消防事務組合の役割

⑴　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）との連絡調整

上越地域消防事務組合は、海上事故災害等の場合における消火活動を効果的に実施するため、平素から第九管区海上保安本部（上越海上保安署）と以下の事項の調整を図る。

① 資機材の保有状況等の資料の交換
② 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
③ 必要資機材の集中使用の計画実施
④ 必要資機材の整備の促進
⑤ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物等積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）と相互に交換する。

⑵ 資機材の整備等

上越地域消防事務組合は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた体制及び資機材の整備等を図る。

５　県警察の役割

警察本部は、大規模な海難事故の発生に際し、迅速な情報収集活動を行い、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び上越地域消防事務組合の救護活動を支援する体制の整備に努める。

６　県の役割

⑴ 関係機関の運営協力

県は、海上災害等の発生予防のため、日本水難救済会新潟県支部等の運営に協力し、災害時に、関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

⑵ 情報の収集・連絡体制の強化

県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

⑶ 初動体制の充実

県は、収集した情報を分析整理するための人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制整備を図る。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

⑷ ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

⑸ 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県は、海上事故災害発生時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。

⑹ 新潟ＤＭＡＴの派遣

県は、第九管区海上保安本部又は市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

７　新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、船舶など海上交通の安全確保に資するため、気象、海象の状況を観測し、これらに関する実況、又は予・警報等の情報を適時発表する。また、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図る。

８　北陸信越運輸局の役割

⑴　海上交通の安全確保

北陸信越運輸局は、海上運送事業者の運送管理について監督、指導するとともに、直江津港等に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

⑵　船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するとともに、海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

⑶　重大事故情報等の公表

北陸信越運輸局は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る安全情報の充実を図るものとする。

９　関係団体の役割

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用に必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

10　日本水難救済会直江津救護所の役割

日本水難救済会直江津救護所は、関係機関の協力を得て、海難救助訓練を実施するとともに、救難所の施設整備に努める。また、救助用資機材の備蓄に努める。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

海上災害は陸上で発生した災害に比べ、災害現場が特定しにくく、又災害現場に近づくために船舶等を必要とすることなどの制約が多いことから、活動する各機関は相互に十分な調整及び連携を図り、迅速かつ効果的な活動を実施するとともに、二次災害の防止に努める。

２　それぞれの責務

⑴　船舶所有者等の責務

①　消火及び延焼防止措置をとる。

②　現場付近の航行船舶に対し注意喚起を行う。

③　その他、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の指示による措置をとる。

⑵　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務

①　118 番通報及び海上運送事業者等からの通報により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を各防災関係機関相互に連絡する。

②　海難救助等

ア　海難事故等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により捜索救助を行う。

イ　海難事故等海上事故災害に関し、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。

ウ　救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

③　船舶火災等

ア　船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ上越地域消防事務組合に協力を要請する。

イ　ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和 43 年 3 月 29 日）」に基づき、上越地域消防事務組合と密接に協力し船舶火災消火活動を行う。

④　海上交通安全の確保

ア　港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

イ　異常気象等により船舶交通の危険が生じる恐れがある場合には、船舶に対し、湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。

ウ　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

⑤　緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

⑶　市の責務

①　水難救護法（明治 32 年法律 95 号）に基づき、人命、船舶の救助を行う。

②　地先水面の海岸パトロールを行う。

③　人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。

④　被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し災害状況の周知を行う。

⑤　火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。

⑥　沿岸住民に対する避難指示を行う。

⑦　必要に応じて救護所を設置し、大規模な災害への進展が予想される場合等は県へ医療活動の支援要請を行う。

⑧　火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。

⑨　情報収集等のために必要と判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

⑩　事故等の規模が大であり、自衛隊の派遣が必要と判断したときは、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

⑷　上越地域消防事務組合の責務

①　ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）に協力し船舶火災消火活動を行う。

②　関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等行う。

③　負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。

④　負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。

⑤　流出した危険物等に関する対応を行う。

⑥　その他、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の行う救護・救援活動に協力する。

⑸　県の責務

①　海上災害の情報を受理したときは、県所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。

②　応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。

③　市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動させる。

④　市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

⑤　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）又は市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟ＤＭＡＴ等、医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

⑹　県警察の責務

① 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）と協力の上、災害情報の収集及び伝達を行う。
② 警察用船舶及び航空機による負傷者の救出及び救助を行う。
③ 遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
④ 死傷者の身元確認を行う。

３　要配慮者に対する配慮

災害発生による船舶の乗客等の一時収容及び警戒区域内の沿岸住民等の一時避難を必要とする場合には、町内会、自主防災組織及び地元消防団等の協力を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して避難を行う。

４　積雪期の対応

冬期間においては荒天となる状況が多いことから、新潟地方気象台が発表する気象、海象の状況及びこれらに関する実況、予・警報等の情報を活動する関係機関相互で共有した上で活動方針を決定し、二次災害の防止に努める。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　海洋運送事業者等の活動体制

発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるものとし、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部等必要な体制をとる。

２　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の活動体制

海上災害の発生が予想されるときは非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、災害対策本部等を設置する。

３　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

海上事故が発生したとき又は発生が予想されるときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域沿岸で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

②　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行う。

⑵　災害対策本部、現地災害対策本部の設置

①　災害対策本部

市長は、気象状況及び災害による影響等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

②　現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

４　上越地域消防事務組合、上越警察署の活動体制

上越地域消防事務組合及び上越警察署は、海上事故が発生したとき又は発生が予想されるときは、沿岸部での災害等に対応するため、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

５　県の活動体制

⑴　海上事故が発生したとき又は発生が予想される連絡を受けたときは、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、市及び関係機関等を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

⑵　旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難等、多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合、船舶所有者、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、警察、消防、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施する必要があるため、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集及び広報
↓
■　救助・捜索、消火活動
↓
■　救護所の設置
↓
■　一時収容場所又は指定避難所等の開設
↓
■　危険物等の流出への対応
↓
■　相談窓口の開設
↓
■　応援の要請

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び上越地域消防事務組合等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　各機関が収集した情報により、危険物の積載等、二次災害が発生する危険性が高いことが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底する。

③　海難事故等（船舶の衝突・座礁、火災・爆発、沈没等）は、社会的影響が大きく、また、安否確認等においては、全国的な情報発信が必要とされることを踏まえ、市は関係機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行う。

⑵　救助・捜索、消火活動

①　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び上越地域消防事務組合等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地本部(指揮所)を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

なお、合同の現地本部(指揮所)は、災害現場が全般的に把握できる場所や係留施設等の直近などとし、海上との連携が取りやすい場所に設置する。

②　海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）等は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、沿岸住民等に対する危険を防止するため、必要に

応じて警戒区域を設定するとともに、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止を行う。

③　事故による流出油等により海上火災のおそれがある場合には、火気の使用制限等を行う。

④　県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

⑶　救護所の設置

①　市は、事故により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

なお、沖合で事故等が発生した場合には、船舶により負傷者等を往復搬送することから、搬送拠点となる係留施設等の直近に救護所を設置する。

②　上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷　一時収容場所又は指定避難所等の開設

①　市は、船舶の乗客等多数の被災者の一時収容、又は設定した警戒区域内の沿岸住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容場所、指定避難所及び指定緊急避難場所を開設し、被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。

②　沿岸警戒区域内の住民等の避難誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

⑸　危険物等の流出への対応

①　収集した情報により、流出油等が毒性を有するなど、二次災害の危険性が高い油等であることが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底する。

②　市は、流出油等により市域沿岸部に影響があると認められるときは、必要な沿岸区域へ職員を派遣して海面監視を行う。

③　市は、流出油等の気化、海上火災による臭気及び大気汚染等が認められるときは、県に対し、環境影響調査等を依頼し、その結果を速やかに沿岸住民等へ周知する。

④　流出油等及び沿岸漂着油等の防除、処理及び回収は、原因者が実施することが原則であるが、原因者が特定されない等やむを得ないときは、本編第４部「油流出事故災害対策」に準じて対応する。

⑹　相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑺　応援の要請

①　市長は、災害の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。

②　市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第４章　災害復旧計画

第１節　事故船舶等の撤去

座礁又は沈没船等の撤去については、船主がその責任を有することから、市は、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）等を通じて、船主に対して撤去を要請する。

第２節　漂流油等に対する対応

大規模な海上事故により、海上に大量の重油等が流出、又は市域海岸等に漂着した場合は、本編「第４部 油流出事故対策」に準じて対応する。

一 般 災 害 対 策 編

第６部　鉄道事故災害対策

第１章　序　論

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等による事故が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は鉄道事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等に努める。

１　鉄道の現況

本市では、東日本旅客鉄道㈱（ＪＲ東日本）、西日本旅客鉄道㈱（ＪＲ西日本）、日本貨物鉄道㈱（ＪＲ貨物）、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱の鉄道事業者が鉄道路線を保有し営業している。

ＪＲ東日本は、本市の直江津駅から新潟市の新潟駅までを結ぶ信越本線を営業し、北越急行㈱は本市大潟区にある犀潟駅と南魚沼市六日町にある六日町駅を結ぶ、全長 59.5 キロメートルの「ほくほく線」を営業し、えちごトキめき鉄道㈱は本市の直江津駅から糸魚川市の市振駅までを結ぶ、全長 59.3 キロメートルの「日本海ひすいライン」と直江津駅から妙高市の妙高高原駅までを結ぶ、全長 37.7 キロメートルの「妙高はねうまライン」を営業している。

また、北陸新幹線は、ＪＲ東日本が東京駅から上越妙高駅まで、ＪＲ西日本が上越妙高駅から敦賀駅までをそれぞれ営業している。

２　想定する災害

列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、踏切での自動車との接触等による列車の脱線・転覆事故等が発生し、乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害、又は、山間部において事故が発生し救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生する等のため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の医療機関へ搬送する必要が生じる規模の災害を想定する。

第２章　災害予防計画

担当：交通政策課、危機管理課

第１節　計画の方針

１　基本方針

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等による事故が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は鉄道事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等に努める。

２　主な取組

⑴　市内の鉄道事業者（ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。

⑵　各鉄道事業者は、事故発生時に迅速に対処できるよう、自らの防災体制及び関係機関との連絡体制を整備する。

⑶　北陸信越運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査、指導等を実施する。

⑷　市は、事故発生時に迅速な情報収集と対応を可能とするため、あらかじめ各鉄道事業者との連絡体制を定める。

第２節　それぞれの役割

１　鉄道事業者の役割

⑴　道路管理者と調整の上、踏切道改良促進法（昭和 36 年法律 195 号）に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

⑵　車両の不燃化の安全対策、ＣＴＣ（列車集中制御装置）、ＡＴＳ（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

⑶　法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

⑷　防災体制の整備

①　法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。

②　ＪＲ各社（東日本、西日本、貨物）は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等により事故災害に対応する。

③　北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱は、法令の規定、監督官庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておく。

⑸　各鉄道事業者は、社内の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

⑹　事故災害発生時の消防、警察、市町村、県その他関係機関との協力について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。

⑺　貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関にあらかじめ情報を提供する。

⑻　安全教育・訓練

①　列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。

②　消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物等積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する。

⑼　一般公衆への啓発活動

①　踏切事故防止対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法等について、自動車運転者への普及に努める。

② 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

２　市の役割

⑴ 鉄道事故災害発生時の各鉄道事業者との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。

⑵ 各鉄道事業者が、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する場合、関係防災機関とともに訓練への協力に努める。

⑶ 市は、各鉄道事業者が行う事故防止対策等の啓発活動に当たっては、ポスターの掲示場所の提供等を通じて協力に努める。

３　上越地域消防事務組合の役割

⑴ 鉄道事故災害発生時の各鉄道事業者との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。

⑵ 各鉄道事業者が、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する場合、協同して訓練を実施する。

４　県の役割

⑴ 鉄道事故災害発生時の各鉄道事業者との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。

⑵ 各鉄道事業者が、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する場合、関係防災機関とともに訓練への協力に努める。

⑶ 各鉄道事業者が行う事故防止対策等の啓発活動に当たっては、ポスターの掲示場所の提供等を通じて協力に努める。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

大量輸送機関としての性格上、鉄道災害は多数の人的、物的被害を伴う大事故となりやすく、又、広域的かつ社会的にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、各機関は相互に十分な調整及び連携を図り、迅速かつ効果的な活動を実施するとともに、二次災害の防止に努める。

２　それぞれの責務

⑴　事故原因者等の責務

事故原因者及び事故発見者は、鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、直ちに最寄りの消防、警察機関等防災関係機関にその旨を通報するとともに鉄道事業者に通報する。

⑵　鉄道事業者の責務

①　事故発生直後の措置

ア　鉄道事故が発生した場合には、乗客等に対し必要な措置をとる。

イ　関係列車の非常停止の措置をとる。

ウ　負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に通報する。

②　事故発生の連絡・通報

ア　鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに監督官庁（国土交通省）等防災関係機関に連絡するとともに、巡視等を実施し、被害状況の把握等、迅速な情報収集に努める。

イ　鉄道事故により、火災及び負傷者が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに上越地域消防事務組合に出動を要請するとともに、迅速かつ的確な初期消火活動を行う。

③　鉄道事故により運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス等による代行輸送等、代替交通手段を確保する。

⑶　市の責務

①　事故の状況及び被害情報の収集を行い、被害状況を県に連絡する。

②　防災関係機関との情報調整を行う。

③　上越地域消防事務組合と協力し、事故現場周辺に応急救護所の設置及び調整を行う。

④　現場周辺住民への広報を行う。（事故の発生、交通機関の情報等）

⑤　現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、避難指示等を発令する。

⑥　情報収集等又は負傷者の搬送のために必要と判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要

請する。

⑦　事故の規模が大きく、自衛隊の派遣が必要と判断したときは、県に対し自衛隊派遣を依頼する。

⑧　危険物等流出時の対策

ア　大規模な鉄道事故により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、　ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。

イ　有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び県健康福祉環境部（上越保健所）等に連絡するとともに、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境モニタリング調査を実施する。

⑷　上越地域消防事務組合の責務

①　119 番通報及び鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を各防災機関相互に連絡する。

②　速やかに列車火災の状況を把握し、迅速な消火活動を行う。

③　救助活動

ア　救助体制を整え、鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

イ　鉄道事故の規模や態様に応じて、単独又は、保有資機材で対応できないと判断したときは、相互応援協定等に基づき他消防本部等に応援を要請する。

④　救急・医療救護活動

ア　迅速な救急・医療救護活動を行うため、市と協力して事故現場に応急救護所を設置し、負傷者の応急手当及びトリアージ等の応急措置を行う。

イ　保有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは、相互応援協定等に基づき他消防本部等に応援を要請する。

ウ　発生現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて消防防災ヘリコプター及びドクターヘリにより医療機関に搬送する。

⑤　危険物等流出時の対策

ア　事故災害により危険物等の流出が認められるときは、流出した危険物等の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察及び鉄道事業者と連携し防除活動に当たる。

イ　流出した危険物等から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

⑸　県の責務

①　救助、救急医療及び死傷者収容処理についての市等との連絡調整を行う。

②　医療及び死体の処理に要する資器材の調達を行う。

③　県立医療機関に対する出動要請を行う。

④　市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動させる。

⑤　市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

⑹　県警察の責務

①　110 番通報及び鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を各防災機関相互に連絡する。

②　上越地域消防事務組合と協力して救助活動を行う。

③　遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。

④　死傷者の身元確認を行う。

⑤　現場周辺における警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。

⑥　現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保を行う。

⑦　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動を行う。

⑧　事故災害により危険物等の流出が認められるときは、流出した危険物等の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、上越地域消防事務組合及び鉄道事業者と連携し防除活動に当たる。

３　要配慮者に対する配慮

住民等の避難を必要とする場合には、町内会、自主防災組織及び地元消防団等の協力を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して避難を行う。

４　積雪期の対応

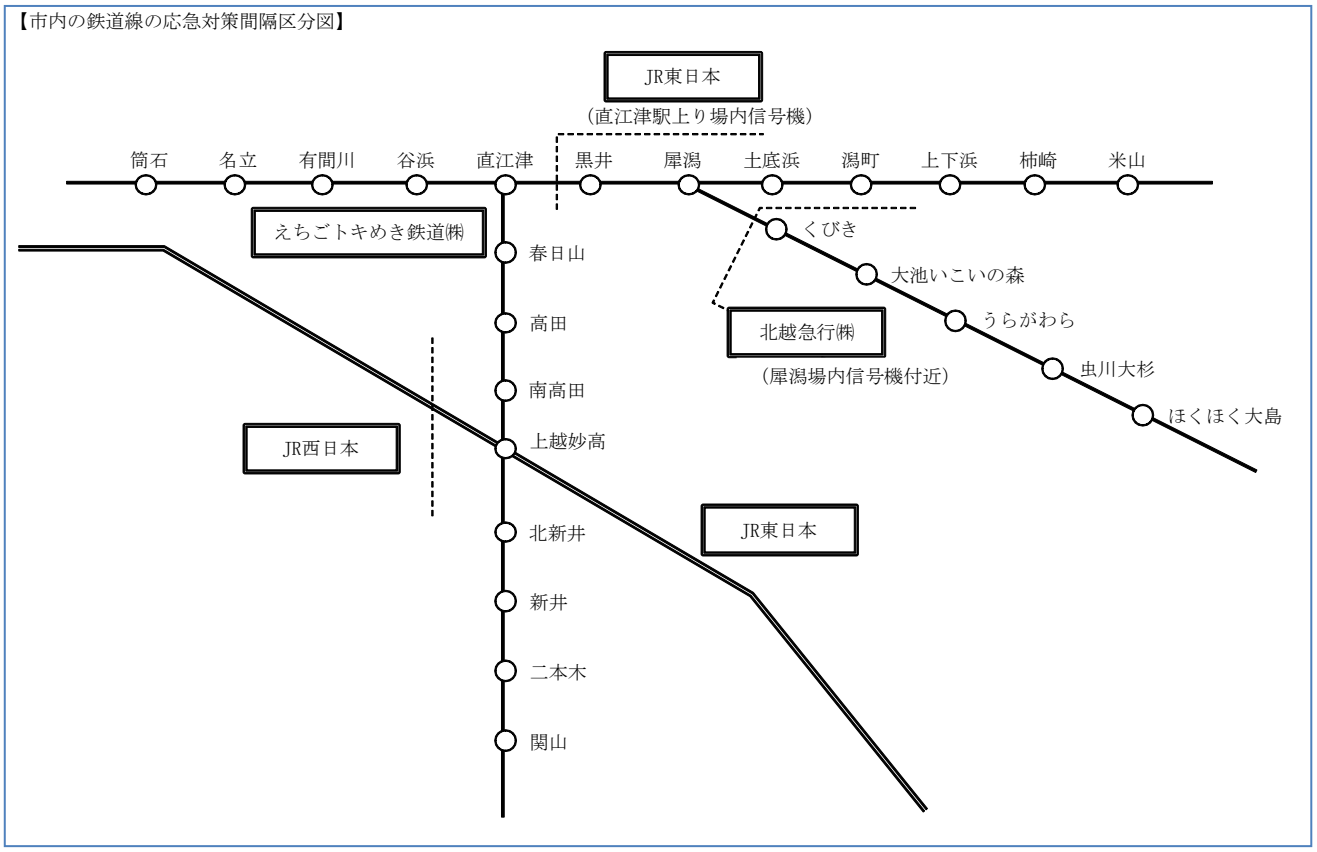
積雪期において災害が発生した場合には、活動が円滑に実施されるよう、現場周辺及び関係する道路の速やかな除雪等、実情に応じた適切な措置を行う。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講じるものとし、社内の事故対策マニュアル等及び協定に基づき職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部等必要な体制をとる。また、事故現場近傍に現地対策本部を設置するとともに、自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配する。

【市内の鉄道線の応急対策管轄区分図】



２　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第２部第３章第１節「災害対策本部の組織・

運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

② 職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は､防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行う。

⑵ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

① 災害対策本部

市長は、周辺に及ぼす影響及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第 2 部第 3 章第 1 節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

② 現地災害対策本部

本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第 2 部第 3 章第 1 節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

３　上越地域消防事務組合の活動体制

大規模な鉄道事故が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

４　県警察の活動体制

大規模な鉄道事故が発生したときは、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

５　県の活動体制

⑴ 列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故が発生したときは、各鉄道事業者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

⑵ 応急対策実施に当たっては、現地において鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、警察、消防、行政等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集及び広報
↓
■　救助・捜索、消火活動
↓
■　救護所の設置
↓
■　一時収容場所又は指定避難所等の開設
↓
■　危険物等積載貨物事故に対する対応
↓
■　相談窓口の開設
↓
■　応援の要請

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　鉄道災害は、社会的影響が大きく、また、乗客の安否確認等においては全国的な情報発信が必要とされることを踏まえ、市は関係機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行う。

③　鉄道事業者は、鉄道利用者の混乱を防止するため、駅構内の掲示又は報道機関等を活用し、被害状況、不通区間、復旧見込み及び代替輸送手段等について適宜広報を行う。

⑵　救助・捜索、消火活動

①　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

②　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害現場を中心とした警戒区域を設定する。また、県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

③　上越地域消防事務組合は、災害現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて、県に消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを要請するなど、負傷者の円滑な搬送手段を確保する。

⑶　救護所の設置

①　市は、事故により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

②　上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷　一時収容場所又は指定避難所等の開設

①　市は、列車の乗客等多数の被災者等の一時収容、又は災害現場を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容場所、指定避難所及び指定緊急避難場所を開設し、被災者等に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。

②　警戒区域内の住民等の避難誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援について十分配慮するとともに、安全に実施する。

⑸　危険物等積載貨物事故に対する対応

①　危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合、乗務員又は駅員は、直ちに消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。また、事故に係る積載貨物の「化成品分類略号及び番号」の情報を消防機関に対し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

②　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、列車乗務員等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに、速やかに防除活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

③　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、流出した危険物等により現場周辺の住民等に影響が及ぶと認めたときは警戒区域を設定し、周辺住民等の避難又は被災地域への立入制限等の措置を行い、安全確保に万全を期する。

⑹　相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、鉄道事業者等と連携して市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑺　応援の要請

①　市長は、災害の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。

②　市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第４章　災害復旧計画

鉄道の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

第１節　建築機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

第２節　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

一 般 災 害 対 策 編

第７部　道路事故災害対策

第１章　序　論

道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故、危険物等の流出・炎上・爆発の事態等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

１　道路の現況

本市における道路網の骨格は、高規格幹線道路と一般国道により形成されている。

高規格幹線道路は新潟市を起点とし、本市の海岸平野部にほぼ平行して滋賀県米原市までつながる北陸自動車道と、群馬県藤岡市を起点とし、長野県を経て本市につながる上信越自動車道があり、上越ジャンクションで結ばれている。

主な一般国道は、新潟市から本市の海岸平野部にそって京都府京都市までつながる一般国道 8 号、本市から妙高市を経て群馬県高崎市までつながる一般国道 18 号、本市と南魚沼市を結ぶ一般国道 253 号、新潟市から佐渡島を経由し、本市に至る一般国道 350 号のほか、一般国道 403 号、405 号がある。

また、上越市と南魚沼市を結ぶ上越魚沼地域振興快速道路は、現在整備が進められており、平成 22 年 3 月に浦川原ＩＣから安塚ＩＣ間、平成 31 年 3 月に上越市寺ＩＣから鶴町ＩＣ間が供用開始した。

２　想定する災害

道路における車両の衝突、火災及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、及びトンネル内での多数の車両が衝突し火災が発生する等、乗客、沿道住民等に多数の死傷者が発生した場合を想定する。

第２章　災害予防計画

担当：道路課、農林水産整備課

第１節　計画の方針

１　基本方針

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する対策等の実施とともに、万が一の事故により多数の死傷者の発生、危険物等の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

２　主な取組

⑴　道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の補強・更新、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

⑵　道路管理者は、事故災害発生情報を通行車両、関係機関、周辺住民等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。

⑶　市、上越地域消防事務組合、県警察、医療機関、県等関係機関は、道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物等の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平常時から習熟に努める。

⑷　市は、事故発生時に迅速な情報収集と対応を可能とするため、あらかじめ各道路管理者との連絡体制を定める。

第２節　それぞれの役割

１　東日本高速道路㈱の役割

⑴　高速道路の災害予防

施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

⑵　防災体制の整備

県内の高速道路に関する情報を新潟道路管制センターで集中管理し、県内４箇所（新潟、長岡、湯沢、上越）の管理事務所及びパトロール車両に専用電話及び無線により必要な指示を行う。

救助･救急事案及び車両火災に際しては､同管制センターから専用電話により所管消防本部に通報する。

また、同管制センターには関東管区警察局新潟高速道路管理室が併設され、管理官が常駐しており、事故発生時は、直ちに管理官が現場を所管する高速道路交通警察隊の分駐隊に出動を指示する。

⑶　連絡窓口の明確化

事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

⑷　防災訓練の実施

防災訓練・会議等の実施により、他の道路管理者、上越地域消防事務組合、県警察等防災関係機関との情報の伝達、交通規制、救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底に努める。

⑸　道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、東日本高速道路㈱は、事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

①　トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。

②　大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物等を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締の強化に努める。

③　道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

④　県警察、上越地域消防事務組合等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

２　高田河川国道事務所、県、市の役割

⑴　道路点検及び対策の実施

国道、県道、市道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の

災害予防措置を講ずる。

河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いため、点検要領等に示す頻度にて点検等を行い、対策を実施する。

⑵　防災体制の整備

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は県警察、上越地域消防事務組合との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備する。

⑶　連絡窓口の明確化

道路管理者は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、各道路管理者及び関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

⑷　防災訓練の実施

道路管理者は、上越地域消防事務組合、県警察、他の道路管理者等防災関係機関と合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

⑸　道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者は、事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

①　トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。

②　大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物等を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締の強化に努める。

③　道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

④　県警察、上越地域消防事務組合等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

３　上越地域消防事務組合の役割

⑴　防災体制の整備

高速交通体系の整備の進展を踏まえ、大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備とともに、救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の育成等に努める。

また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立、並びに携帯電話からの 119 番通報に対し的確に対応できる体制の確立に努める。

⑵　危険物の流出等に備えた資機材の整備

事故車両等からの危険物等の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

道路は経済活動を支える根幹を成しており、事故等による交通障害は地域経済にも大きな影響を及ぼすおそれがある。また、特に高速道路上の事故やトンネル内における車両火災等は、活動上の制約が大きいことや困難性が想定されるため、各機関は相互に十分な調整及び連携を図り、迅速かつ効果的な活動を実施するとともに、二次災害の防止に努める。

２　それぞれの責務

⑴　事故原因者等の責務

事故原因者及び事故発見者は、大規模な事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、直ちに最寄りの消防、警察機関等防災関係機関にその旨を通報する。

⑵　道路管理者の責務

①　事故発生情報を覚知したときは、直ちに県警察及び上越地域消防事務組合に連絡する。

②　事故の規模、被害状況に応じた応急体制の確立を図る。

③　事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、県警察及び上越地域消防事務組合に協力する。

④　事故災害により危険物等が流出した場合には、県警察及び上越地域消防事務組合とともに防除活動に当たる。

⑶　市の責務

①　事故の状況及び被害情報の収集を行い、被害状況を県に連絡する。

②　防災関係機関との情報調整を行う。

③　上越地域消防事務組合と協力し、事故現場に応急救護所の設置及び調整を行う。

④　現場周辺住民への広報を行う。（事故の発生、交通機関の情報等）

⑤　現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、避難指示等を行う。

⑥　情報収集等又は負傷者の搬送のために必要と判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

⑦　事故の規模が大きく、自衛隊の派遣が必要と判断したときは、県に対し自衛隊派遣を依頼する。

⑧　危険物等流出時の対策

ア　大規模な道路事故により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性

がある場合は、市ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。

イ　有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び県健康福祉環境部（上越保健所）等に連絡するとともに、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境調査を実施する。

ウ　大規模な道路事故により危険物等の流出が認められ、下水道施設等に流入する可能性がある場合は、生活排水対策課等に直ちに連絡し、施設の点検・調査を実施する。

⑷　上越地域消防事務組合の責務

①　119 番通報及び道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を市、各防災機関等へ連絡する。

②　火災消火活動

速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

③　救助活動

ア　救助体制を整え、道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

イ　発生した道路事故の規模や態様に応じて、単独では、又は保有資機材では対応できないと判断したときは、相互応援協定等に基づき他消防本部等に応援を要請する。

④　救急・医療救護活動

ア　迅速な救急・医療救護活動を行うため、市と協力して事故現場に応急救護所を設置し、負傷者の応急手当及びトリアージ等の応急措置を行う。

イ　保有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは、相互応援協定等に基づき他消防本部等に応援を要請する。

ウ　発生現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて消防防災ヘリコプター及びドクターヘリにより医療機関に搬送する。

⑤　危険物等流出時の対策

ア　事故災害により危険物等の流出が認められるときは、流出した危険物等の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察及び道路管理者と連携し防除活動に当たる。

イ　流出した危険物等から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

⑸　県の責務

①　救助、救急医療及び死傷者収容処理についての市との調整を行う。

②　市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請を行う。

③　新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣要請を行う。

④　日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請を行う。

⑤　県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請を行う。

⑥　市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動させる。

⑦　市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

⑧　事故災害により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により有害物質が河川海域等の公共用水域地中及び大気中に放出された場合は、必要に応じて環境調査を実施する。

⑨　県は、要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

⑹　県警察の責務

①　110 番通報及び道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を市、各防災機関等へ連絡する。

②　上越地域消防事務組合と協力して救助活動を行う。

③　遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。

④　死傷者の身元確認を行う。

⑤　現場周辺における警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。

⑥　現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保を行う。

⑦　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動を行う。

⑧　事故災害により危険物等の流出が認められるときは、流出した危険物等の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、上越地域消防事務組合及び道路管理者と連携し防除活動に当たる。

３　要配慮者に対する配慮

住民等の避難を必要とする場合には、町内会、自主防災組織及び地元消防団等の協力を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して行う。

４　積雪期の対応

積雪期において災害が発生した場合には、活動が円滑に実施されるよう、現場周辺及び関係する道路の速やかな除雪等、実情に応じた適切な措置を行う。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　道路管理者の活動体制

各道路管理者は、大規模な道路事故災害が発生したときは、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況等に応じて応急体制の確立を図る。

２　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発当の事態が発生した場合、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

②　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行う。

⑵　災害対策本部、現地災害対策本部の設置

①　災害対策本部

市長は、周辺に及ぼす影響及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

②　現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

３　上越地域消防事務組合の活動体制

大規模な道路事故が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

４　県警察の活動体制

大規模な道路事故が発生したときは、直ちに管轄する署から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

５　県の活動体制

⑴　事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、各道路管理者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

⑵　災害の応急対策実施に当たっては、現地において道路管理者、県警察、上越地域消防事務組合、行政等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集及び広報
↓
■　救助・捜索、消火活動
↓
■　救護所の設置
↓
■　一時収容場所又は指定避難所等の開設
↓
■　危険物等の流出への対応
↓
■　相談窓口の開設
↓
■　応援の要請

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　市、道路管理者、県警察等の各機関は、道路災害の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響等の情報を道路情報板やラジオ放送等の方法により、迅速かつ正確に広報を行う。

⑵　救助・捜索、消火活動

①　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

②　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害現場を中心とした警戒区域を設定する。また、県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

③　上越地域消防事務組合は、災害現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて、県に消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを要請するなど、負傷者の円滑な搬送手段を確保する。

⑶　救護所の設置

①　市は、事故により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近

接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

② 上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷ 一時収容場所又は指定避難所等の開設

① 市は、バスの乗客等多数の被災者の一時収容、又は災害現場を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容場所、指定避難所及び指定緊急避難場所を開設し、被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。

② 警戒区域内の住民等の避難誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

⑸ 危険物等の流出への対応

① 上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、事故の発生により危険物等の流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、運送事業者等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに、速やかに防除活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

② 市、上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、流出した危険物等により現場周辺の住民等に影響が及ぶと認めたときは警戒区域を設定し、周辺住民等の避難又は被災地域への立入制限等の措置を行い、安全確保に万全を期する。

⑹ 相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑺ 応援の要請

① 市長は、災害の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。

② 市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第４章　災害復旧計画

大規模な事故等により損壊した道路の復旧に当たっては、早急な開通を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

また、沿道の住宅及び市街地等に甚大な被害が生じた場合の復旧については、自然災害対策編 第２部「風水害対策 第４章 災害復旧・復興計画」に準じて行う。

一 般 災 害 対 策 編

第８部　危険物等事故災害対策

第１章　序　論

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による重大事故等における、危険物等の流出・漏洩、炎上・爆発等の事態等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は危険物等による事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時における相互が連携した速やかな情報収集及び救助・救護活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

１　危険物等施設の規制及び現況

⑴　危険物製造施設等

危険物は、重要なエネルギー源であり、各種産業における原材料をはじめ一般家庭での文化的な生活を支える原動力として活用されていることから、近年各種産業の発展及び生活様式の高度化に伴い年々増加の一途をたどっている。

本市には、危険物製造所等が 1,208 施設あり、消防法により規制されている。（施設数出所：上越地域消防事務組合 令和 2 年年報）

⑵　火薬類製造施設等

本市には煙火製造所は存在しないが、火薬類取扱施設（貯蔵所）が 5 施設あり、火薬類取扱事業者は、火薬類取締法（昭和 25 年法律 149 号）により規制されている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編　令和 2 年度修正）

⑶　高圧ガス製造施設等

本市には、高圧ガス製造施設等が 571 施設あり、高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律 204 号）により規制されている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編　令和 2 年度修正）

⑷　毒物劇物貯蔵施設等

県は、毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対し、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律 303 号）に基づく監視指導を実施している。

⑸　有害物質取扱施設等

県は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく監視指導を実施している。

市は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく監視指導を実施している。

⑹　放射性物質使用施設等

本市には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律 167 号）等により規制される医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が 16 施設あり、国は、放射線使用事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導し、県は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 25 条第 1 項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医

療機関）に対し医療法施行規則の規定を順守するよう、監視結果に基づき指導を行っている。（施設数出所：新潟県地域防災計画 資料編　令和２年度修正）

２　想定する災害

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、火薬類の火災、爆発の発生、原子力施設以外における放射性物質による放射線障害の発生により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

第２章　災害予防計画

担当：危機管理課、環境政策課

第１節　計画の方針

１　基本方針

関係機関の協力により、危険物等による重大事故を未然に防止するとともに、万が一の事故により多数の死傷者の発生、危険物等の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

２　主な取組

⑴　事業者は、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安体制を強化し、危険物等施設の従業者に対する保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

⑵　県及び上越地域消防事務組合は、危険物等施設の災害に対する安全性に関し、関係法令の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

第２節　それぞれの役割

１　事業者の役割

⑴　共通事項

①　災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

②　従業員等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

③　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、災害発生時の初動における訓練の徹底を図る。

④　災害発生時の被害を最小限とするため、防災資機材の整備・点検に努める。

⑵　施設別の役割

①　危険物製造施設等

ア　危険物製造施設等の事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

イ　危険物取扱事業所は、自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、消火及び通報・伝達訓練を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練を実施し、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。また、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

②　火薬類製造施設等

火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

③　高圧ガス製造施設等

ア　法令に定める技術基準等を遵守するとともに、危害予防規程等を整備し、災害時の安全体制の確立を図る。また、その従業者に対して保安教育を実施し、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

イ　災害発生時に迅速な対応を行うための自主防災活動組織の体制整備を行うとともに、より実践的な防災訓練を実施し、また、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と災害時の連絡・協力体制の確保を図る。

④　毒物劇物貯蔵施設等

毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。また、毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

⑤　有害物質取扱施設等

「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。

また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めると共に、従業者への周知を図り、あわせて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

⑥　放射性物質使用施設等

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基

準を遵守し、従業者への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器材を整備するとともに、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、従業者への周知を図り、あわせて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

２　県の役割

⑴　共通事項

①　関係法令に基づき、危険物等施設を把握すると共に、それらの施設に対し立入調査等を行い、技術上の基準に適合するよう指導する。

②　危険物等の取扱者に対する法令に基づく講習を実施し、保安に対する意識と技術の向上を図る。

⑵　施設別の役割

①　危険物製造施設等

危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう立入検査を実施し、指導するとともに、旧消防法の規制に係る危険物製造所施設等についても見直しを図る等現行基準に適合するよう指導する。また、消防機関、(財)新潟県危険物安全協会の協力の下に、危険物取扱事業所の管理責任者及び保安統括管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

②　火薬類製造施設等

火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う施設等に対し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。また、（一社）新潟県火薬類保安協会が開催する火薬類製造・取扱保安責任者講習会に協力し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

③　高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス取扱事業所に対し、法令遵守の徹底を指導するとともに、災害時における保安体制の確立に関する指導を行い、高圧ガス取扱事業所が法令に定める技術基準に適合し、その基準を維持するよう、立入検査等により指導を強化する。

イ　高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し随時講習会等を開催し、法令遵守、災害時に対する保安体制の確立に関する教育を行う。また、(社)新潟県高圧ガス保安協会、(社)新潟県エルピーガス協会、新潟県冷凍設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）が行う高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対する保安教育等の講習会に協力する。

ウ　高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定に基づく、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。県は、高圧ガス関係協会に対して、災害発生に備え、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

④　毒物劇物貯蔵施設等

毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努める。

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導

イ　届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

⑤　有害物質取扱施設等

有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。

⑥　放射性物質取扱施設等

放射性物質取扱施設（医療機関）に対し医療法第 25 条第１項に基づく立入検査を行い、医療法施行規則「第４章診療用放射線の防護」の章の規定を順守するよう、検査結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中或いは水中での放射線による人的災害の防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

３　市の役割

⑴　平常時より危険物等施設の設置状況の把握に努める。

⑵　的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

⑶　収集した情報を分析整理するための体制を整備する。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

⑷　有害物質取扱施設等安全対策

①　有害物質取扱施設等に対し、水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。

②　届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

⑸　その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設等及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限移譲を受けた事項

４　上越地域消防事務組合の役割

上越地域消防事務組合は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、立入り検査を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物製造施設等についても見直しを図る等、現行基準に適合できるよう指導する。

５　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の役割

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し防災意識の普及、啓発を行う。

６　国の役割

国は、放射性物質取扱事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図る。

第３章　災害応急対策計画

担当：情報収集・統括班、すべての班

第１節　計画の方針

１　基本方針

危険物等には、固体、液体、気体といった形状の違い、人体に対する毒性の強弱があり、又、化学反応によって有毒ガス、爆発等を発生させるものも多いことから、対象となる危険物等の特定を最優先とし、各機関は相互に十分な調整及び連携を図り、迅速かつ効果的な活動を実施するとともに、二次災害の防止に努める。

２　それぞれの責務

⑴　事故発見者の責務

危険物等による漏洩、火災等の事故発見者は、速やかに最寄りの消防、警察機関等防災関係機関にその旨を通報する。

⑵　事業者の責務

①　事故災害が発生したときは、直ちに県警察、上越地域消防事務組合等関係機関及び隣接事業所に通報する。

②　事故の規模、被害状況に応じた応急体制の確立を図る。

③　速やかに災害発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに関係機関に周辺住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

④　直ちに被災者の救助に当たるとともに、あらかじめ定めた自衛防災組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

⑤　災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設を点検し、施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

⑥　消防隊到着後は、事故及び事業所内の危険物等の状況等を報告し、消防隊の防災活動に協力する。

⑦　事業所外に危険物等が流出したときは、市、県、上越地域消防事務組合等とともに防除活動に当たる。

⑧　移送運搬中の事故においては、移送運搬の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置をとる。

⑶　市の責務

①　事故の状況及び被害情報の収集を行い、被害状況を県に連絡する。

②　防災関係機関との情報調整を行う。

③　上越地域消防事務組合と協力し、事故現場に応急救護所の設置及び調整を行う。
④　現場周辺住民への広報を行う。（事故の発生、避難の必要性等）
⑤　現場周辺に危険が及ぶおそれがある場合、避難指示等を行う。
⑥　情報収集等又は負傷者の搬送のために必要と判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
⑦　事故の規模が大きく、自衛隊の派遣が必要と判断したときは、県に対し自衛隊派遣を依頼する。
⑧　危険物等流出時の対策
ア　事故災害により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により飲料水汚染の可能性がある場合は、市ガス水道局等に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。
イ　有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所）等に連絡するとともに、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境調査等を実施する。
ウ　事故災害により危険物等の流出が認められ、下水道施設等に流入する可能性がある場合は、生活排水対策課等に直ちに連絡し、施設の点検・調査を実施する。

⑷　上越地域消防事務組合の責務
①　119 番通報及び危険物等施設管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を市、各防災機関等へ連絡する。
②　速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ、警戒区域を設定する。
③　救急・医療救護活動
ア　迅速な救急・医療救護活動を行うため、市と協力して事故現場に応急救護所を設置し、負傷者の応急手当及びトリアージ等の応急措置を行う。
イ　保有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは、相互応援協定等に基づき他消防本部等に応援を要請する。
④　危険物等流出時の対策
ア　上越地域消防事務組合は、事故災害により危険物等の流出が認められるときは、流出した危険物等の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、市、県及び事業者と連携し防除活動に当たる。
イ　流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

⑸　県の責務
①　救助、救急医療及び死傷者収容処理について、市との連絡調整を行う。
②　医療及び死体の処理に要する資器材の調達を行う。
③　県立医療機関に対する出動要請を行う。
④　市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動させる。

⑤　市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
⑥　事故災害により危険物等の流出が認められ、流出した危険物等により有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、必要に応じて環境調査を実施する。
⑦　県は、市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣や、医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

⑹　県警察の責務

①　110 番通報及び危険物等施設管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、収集した被害情報を市、各防災機関等へ連絡する。
②　現場周辺における警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。
③　現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保を行う。
④　被災者の安否確認、遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
⑤　死傷者の身元確認を行う。
⑥　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動を行う。

⑺　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務

①　危険物等積載船に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、退避勧告等を行う。
②　危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがあるときは、船舶用無線及び巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

３　要配慮者に対する配慮

住民等の避難を必要とする場合には、町内会、自主防災組織及び地元消防団等の協力を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して行う。

４　積雪期の対応

積雪期において災害が発生した場合には、活動が円滑に実施されるよう、現場周辺及び関係する道路の速やかな除雪等、実情に応じた適切な措置を行う。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　事業者の活動体制

災害が発生した場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を通報し、速やかに連絡体制を確保し、各事業所において定められた体制を確立する。

２　市の活動体制

⑴　災害規模等に応じた活動体制

大規模な危険物等の事故が発生したときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

①　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第２部第３章第１節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

②　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行う。

⑵　災害対策本部、現地災害対策本部の設置

①　災害対策本部

市長は、周辺に及ぼす影響及び危険物等の漏洩拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第２部第３章第１節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

②　現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第２部第３章第１節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

３　上越地域消防事務組合の活動体制

大規模な危険物等の事故が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

４　県警察の活動体制

大規模な危険物等の事故が発生したときは、直ちに管轄する署から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

５　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の活動体制

大規模な危険物等の事故が発生したときは、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

６　県の活動体制

⑴　大規模な危険物等の事故が発生したときは、事業者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

⑵　災害の応急対策実施に当たっては、事業者、県警察、上越地域消防事務組合、行政等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　情報の収集及び広報
↓
■　救助・捜索、消火活動
↓
■　救護所の設置
↓
■　一時収容場所又は指定避難所等の開設
↓
■　相談窓口の設置
↓
■　応援の要請

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、原因物質の早期特定に努めるとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　危険物等事故災害は、有毒ガスの発生、爆発の危険性があり、危険物等に関する情報がその後の災害対応を左右することから、収集した情報は直ちに現場活動に従事する隊員に周知し、災害現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を期する。

③　市は、警戒区域内からの退去や立入禁止、住民等の避難等について、関係機関及び報道機関等と連携し、迅速かつ適切な広報活動を行う。

⑵　救助・捜索、消火活動

①　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

②　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、人命に対する危険を防止するため、風向き及び地形等を考慮した上で災害現場を中心とした警戒区域を設定する。また、関係者以外の区域外への退去等の出入制限及び火気使用の制限を行い、活動環境を整える。また、可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、警戒区域内において爆発や中毒等の危険性が特に高い区域を設定し、区域内における全ての機関の活動を統制する。

③　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、有毒物質に汚染された者を除染する区域を設定し、清拭、脱衣、水等による除染措置を実施後、救護所に搬送する。

④　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、漏洩した危険物等又は消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図る。

⑤　県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

⑥　活動上の安全管理

現場活動を行う各機関の現場指揮者は、風向等の気象情報を把握し、有毒ガスの発生、爆発の危険性に常に注意するとともに、特に危険な箇所への進入については、防毒衣等により身体防護措置を講じた者以外の出入を禁止する。

⑶　救護所の設置

①　市は、事故により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

なお、救護所の設置場所は警戒区域外とし、風向き及び地形等を考慮した上で上越地域消防事務組合の助言を得て決定する。

②　上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷　一時収容場所又は指定避難所等の開設

①　市は、多数の被災者の一時収容、又は災害現場を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、一時収容場所、指定避難所及び指定緊急避難場所を開設し、被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。

②　警戒区域内の住民等の避難誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

⑸　相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑹　応援の要請

①　市長は、災害の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。

②　市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第４章　災害復旧計画

危険物等施設における大規模な爆発、火災等の事故により、周辺の住宅及び市街地等に甚大な被害が生じた場合の復旧については、自然災害対策編「第２部 風水害対策 第４章 災害復旧・復興計画」に準じて行う。

一 般 災 害 対 策 編

第９部　集団事故災害対策

第１章　序　　論

平成 13 年７月に兵庫県明石市において発生した雑踏事故の発生により、各種行事（イベント）に参加する多数参加者や観光客等の集団での雑踏での事故対策が危機管理上大きなテーマとなっている。

この計画は、祭礼、公営競技、興行、その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など、雑踏における転倒、異常行動、又は 会場となる施設の事故等で発生する可能性がある重大事故を、未然に防止するとともに、万が一の事故により多数の死傷者の発生した場合を考慮しその対策について計画するものである。

第２章　災害予防計画

第１節　計画の方針

担当：危機管理課、観光振興課

１　基本方針

催事等の主催者及び関係機関は、不特定多数の者の集まりにおいては群集心理が働き、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

２　各主体の責務

⑴　催事等の主催者は、事故防止について第一義的な責任を負うものであり、必要な事故防止対策を講じなければならない。

⑵　催事等の主催者は、県警察、消防、上越海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等関係機関と協力し、催事等の会場及びその周辺等における安全確保を徹底する。

⑶　催事等が開催される会場・施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、会場内の安全管理を徹底するとともに、不測の事態に備え、催事等の参加者の避難誘導体制を整備する。

⑷　市は、催事等の主催者、施設管理者に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、必要に応じて、防災関係機関とともに催事等における安全確保体制の構築を図る。

⑸　県は、催事等の主催者、施設管理者等に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、事故発生時の救助体制の構築を図る。

３　要配慮者への配慮

催事等の主催者及び関係機関は、催事等の開催に当たっては、乳幼児や高齢者等に特段の配慮のうえで避難誘導体制を整備する。

第２節　それぞれの役割

担当：危機管理課、観光振興課

１　催事等主催者の役割

⑴　催事等の主催者は、催事等の規模・内容に応じて、実施計画において下記の事項を定める。

①　催事等の会場及び周辺地域の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置及び警察官、警察署、上越海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）との連絡体制

②　主催者による避難誘導体制、消防機関への連絡体制等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と協力した救急・救護体制

③　事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

④　事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

⑵　催事等の主催者は、催事等の実施計画に則し、必要に応じて事前に、警察署、消防機関、上越海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行い、事故防止に万全を期す。

⑶　催事等の主催者は、催事等の会場及び周辺の状況等を勘案のうえ、必要に応じて会場内に救護のための場所・人員をあらかじめ確保する。

⑷　催事等の主催者は、催事等の参加者に対して安全確保への協力を呼びかけ、会場等においては主催者、警備要員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう周知徹底する。

２　施設管理者の役割

⑴　施設管理者は、催事等における会場内の安全確保のため、催事等の主催者との役割分担を勘案のうえ、平素から下記の事項の確認及び体制整備を図る。

①　施設・会場の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置

②　事故発生時における催事等参加者の避難誘導手順、並びに警察署、消防署、上越海上保安署等への連絡手順

③　事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

④　事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

⑵　施設管理者は、催事等の主催者が作成する実施計画の内容を事前に確認し、事故防止のための助言を行うとともに、必要に応じて自ら、警察署、消防機関、上越海上保安署、医療機関等と連絡調整を行う。

３　催事等の参加者の役割

催事等の参加者は、事前に会場内の緊急避難経路を確認しておくとともに、事故の発生又はその兆候を認めた場合には、速やかに催事等の主催者に連絡する。

４　市の役割

⑴　主催者等への周知

市は、催事等の主催者及び施設管理者に対し、下記の事項について周知徹底を図る。

①　催事等の開催に当たり、事故発生時の対応等について体制整備を図り、事前に管轄の警察署、消防署、上越海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等と所要の調整を行うこと。

②　事故が発生した場合には、直ちに警察署、消防署、上越海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）に通報を行うこと。

⑵　開催時の支援

市は、催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防機関とともに催事等の開催に際して連絡体制及び救助・救護体制を整備し支援を行う。

５　上越地域消防事務組合の役割

上越地域消防事務組合は、催事等の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。特に、緊急車両の進入路を確認するとともに、隣接消防機関とも緊密な協力体制の構築を図る。

また上越地域消防事務組合は、地域の医療機関及び郡市医師会と調整のうえ、催事等の開催時の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣要請、搬送先医療機関の確保を的確に行うよう努める。

催事等の開催中においては、周辺の道路の状況等、消防活動を実施するうえで必要となる情報を収集し、的確な状況判断に努める。

６　県警察の役割

県警察は、警察法第２条に定められた責務を果たすため、事前に催事等の主催者及び施設管理者等と協議し、催事等の内容から想定される状況を踏まえたうえ、実施体制に係る助言を行い、事故等の防止を図る。

県警察は、必要がある場合には、催事等の規模及び内容に応じて、催事等の主催者で措置できない交通規制その他事故防止のための措置について警備計画を作成し、主催者等の自主警備とも協力して組織的な警備活動を行う。主催者が作成した警備計画については、事故防止の見地から十分な検討を加え、その計画に不備な点がある場合は、是正を指導し、警察の指導事項を確実に遵守させるように努める

７　県の役割

県は、市町村又は催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、催事等の開催に際して所要の支援を行う。

８　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の役割

上越海上保安署は、催事等が海上に及ぶ場合は、事前に主催者から計画書等を提出させ、安全確保対策について指導すると共に、必要に応じて航泊禁止区域を設定し通行船舶の安全を確保する。第九管区海上保安本部は、必要に応じて航行警報又は水路通報を発出し行事内容について周知する。

９　医療機関等の役割

医療機関及び郡市医師会は、催事等の主催者から協力を求められた場合、事故発生時の負傷者等の収容、現場への医療関係者の派遣等に協力するよう努める。

第３章　災害応急対策計画

担当：危機管理課、観光振興課

第１節　計画の方針

１　基本方針

催事等の会場及びその周辺等、特定の場で多数の者を巻き込んだ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、催事等の主催者及び施設管理者は、関係機関に対して直ちに通報し、初動的な救助・救護活動に当たる。

通報を受けた関係機関は、速やかに応急対策体制を整え、主催者等と相互に情報共有を図り、被害を最小限化するため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

２　それぞれの責務

⑴　催事等の主催者の責務

①　事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると判断した場合、催事等の参加者に対し、拡声機等により周辺状況を説明し、必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。

②　催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請し、直ちに関係機関に第一報を通報するとともに、あらかじめ作成する催事警備実施計画に基づき、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示により的確な避難誘導を実施する。

⑵　施設管理者の責務

事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、場内放送等により周辺状況を説明し、必要に応じて入場制限等の措置を行うとともに、直ちに関係機関に第一報を報告する。また催事主催者と協同して、参加者の避難誘導措置を行う。関係機関の指示がある場合には、その指示により的確な避難誘導を実施する。

⑶　催事等の参加者の責務

事故の発生又はその兆候を認めた場合、速やかに催事等の主催者に連絡し、主催者等の指示に基づき、適切な避難行動をとるとともに、避難行動要支援者の避難誘導に協力する。

⑷　上越地域消防事務組合の責務

事故の通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況の情報を収集のうえ、迅速に救助活動に着手し、必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請する。

また、多数の負傷者が発生した場合、医療機関の協力のもと、現場への医療関係者の派遣、並びに搬送先医療機関の確保を的確に行う。

⑸　県警察の責務

事故の通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、事故の拡大防止と負傷者の確保及び救護に努め、効果的な広報活動により、人心の安定を図る。さらに群衆を整理し、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。また、負傷者等の身元確認や安否情報の収集活動を行う。

⑹　市の責務

上越地域消防事務組合及び県警察とともに、必要に応じて現場での救助活動に協力し、救護所等の設置準備を進める。また、必要に応じ、県に対して医療・救護活動等の支援要請を行い、催事等の参加者の安否情報の収集活動を行う。

⑺　県の責務

事故の通報を受けた場合、必要に応じて隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を要請し、災害拠点病院等の医療機関と協力して負傷者の搬送先医療機関の確保にあたる。

負傷者が多数で地域の医療機関だけでは対応できない場合は、新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班を自主的に現地へ派遣するよう調整に努める。

⑻　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務（催事等の場所が海上に及ぶ場合）

事故の通報を受けた場合、直ちに巡視艇等を現場に急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努め、必要に応じて、県警察、市、上越地域消防事務組合に協力を要請する。

また、負傷者が発生した場合、上越地域消防事務組合、県警察と協力し医療機関に搬送する。

さらに県警察を通じ、負傷者等の身元確認や安否情報の収集活動を行う。

⑼　医療機関等の責務

催事計画で、催事等の主催者から協力を求められている医療機関及び郡市医師会は、要請に応じて、医師、看護師等の招集など、負傷者の受入体制を整える。

また、多数の負傷者が生じた場合など、現場でのトリアージ実施等が必要なときは、医師の派遣に協力する。

第２節　市及び防災関係機関の活動体制

１　市の活動体制

集団事故災害が発生したときは、市は災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

⑴　警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

なお、特に、災害が区地域で発生した場合、木田庁舎各課は災害が発生した区及び隣接する区と十分な連携を図り災害応急対策を実施する。

⑵　職員の現場派遣

防災危機管理部長又は市長が指名する副市長は、防災危機管理部及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行う。

⑶　災害対策本部、現地災害対策本部の設置

①　災害対策本部

市長は、負傷者が多数見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、自然災害対策編第２部第３章第１節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

②　現地災害対策本部

本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

構成員及び主な活動内容等については、自然災害対策編第２部第３章第１節「災害対策本部の組織・運営」に準ずる。

２　上越地域消防事務組合の活動体制

集団事故災害が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

３　県警察の活動体制

集団事故災害が発生したときは、直ちに管轄する署から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、あらかじめ定めた計画により、事故の態様に応じた活動体制を確立する。

４　県の活動体制

⑴　催事等の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等により多数の死傷者が発生した場合、各施設管理者、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

⑵　災害の応急対策実施に当たっては、現地において主催者、県警察、上越地域消防事務組合、行政等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。

第３節　応急対策の実施

１　業務の体系

■　発生直後（或いは発生の兆候が認識された直後）
｜　①関係機関への第一報通報
↓　②主催者等による参加者の避難誘導
■　１時間以内
｜　③消防、県警察による参加者の避難誘導
｜　④負傷者の救助、行方不明者の捜索
↓　⑤救護所の開設
■　３時間以内
｜　⑥負傷者の医療機関への搬送完了
↓　⑦安否情報の確認
■　６時間以内

２　業務の内容

⑴　情報の収集及び広報

①　災害現場において活動を行う上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。

②　市、主催者、県警察等の各機関は、事故現場の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響等の情報を道路情報板やラジオ放送等の方法により、迅速かつ正確に広報を行う。

⑵　救助・救護活動

①　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。

②　上越地域消防事務組合及び県警察等の各機関は、一連の人命救助、救護活動等を円滑に実施し、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害現場を中心とした警戒区域を設定する。また、県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。

③　上越地域消防事務組合は、災害現場が山間地等で多数の負傷者の搬送に支障があるときは、必要に応じて、県に消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを要請するなど、負傷者の円滑な搬送手段を確保する。

⑶　救護所の設置

市は、事故により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、上越医師会に協力を要請する。

上越地域消防事務組合が応急救護所を設置した場合、市はこれに協力する。

⑷　群衆の誘導

群衆等の誘導に当たっては、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、避難行動要支援者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

⑸　相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

⑹　応援の要請

市長は、災害の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。また他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

上越市地域防災計画　一般災害対策編

令和８年10月修正

編集・発行　　上 越 市 防 災 会 議

（事務局　上越市防災危機管理部市民安全課）

〒943-8601 新潟県上越市木田１丁目１番３号

ＴＥＬ　025-520-5660（直通）

ＦＡＸ　025-526-5061（直通）

E-mail　shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp